



英古日録

日十月



大坂町  
日録  
英古

木野  
（特別）  
百六拾三番  
四

特別  
15  
1413  
46

Handwritten notes in cursive script, including characters like '成' and '海'.

Handwritten notes in cursive script, including characters like '英' and '古'.



門 45  
號 1413  
卷 46

其古日録四始二

源義經は平治元年即西暦千五百廿九年に生れしと差違に三年あり  
其古日録の点とては其の事なりと又録本真に

天神と云ふ事 (赤松の流)

義経は平治元年即西暦千五百廿九年に生れしと差違に三年あり

其古日録の点とては其の事なりと又録本真に  
源義経は平治元年即西暦千五百廿九年に生れしと差違に三年あり  
其古日録の点とては其の事なりと又録本真に

源義経の  
成吉思汗  
の点



早稲田大学図書館  
25.10.24  
赤



元回姓婦  
三春くれもまし  
其穀筒粥  
神のみま  
身たの鹿  
三日月の鹿  
持寄き  
あはの  
くま  
葛井社  
照る日  
寶殿  
無等

これの元越ぬ  
の枚障  
その向里  
根入  
す  
は  
又  
思  
庭中  
庭  
昔内

これの元越ぬのりぬ  
の枚障  
その向里  
根入  
す  
は  
又  
思  
庭中  
庭  
昔内



群馬縣下  
大室の石研發  
見たりしもの  
新田記事  
東京の地誌  
に就て

後、  
大室高瀬堂一本木に記して大寶元年の石研發見されしものありしを  
研大に寄る抄本一冊ありしを、  
東室には傳説として、  
長考が丸金王の御院に記す所の石研發見の事ありしを、  
北甘栗郡今敷村  
大室高瀬堂一本木に記して大寶元年の石研發見されしものありしを、  
研大に寄る抄本一冊ありしを、  
東室には傳説として、  
長考が丸金王の御院に記す所の石研發見の事ありしを、

湖、  
石研發見の事ありしを、  
東室には傳説として、  
長考が丸金王の御院に記す所の石研發見の事ありしを、  
北甘栗郡今敷村  
大室高瀬堂一本木に記して大寶元年の石研發見されしものありしを、  
研大に寄る抄本一冊ありしを、  
東室には傳説として、  
長考が丸金王の御院に記す所の石研發見の事ありしを、

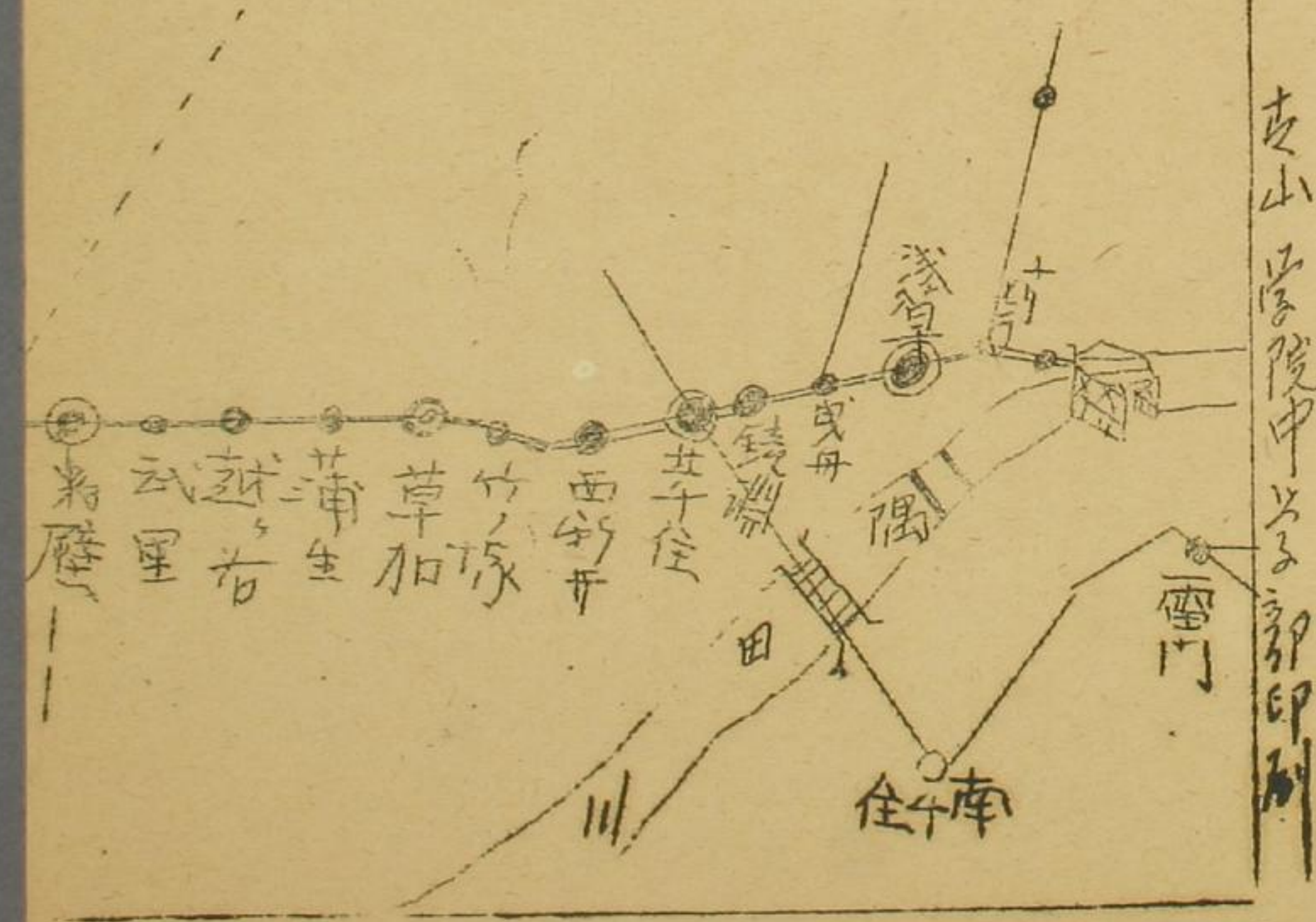
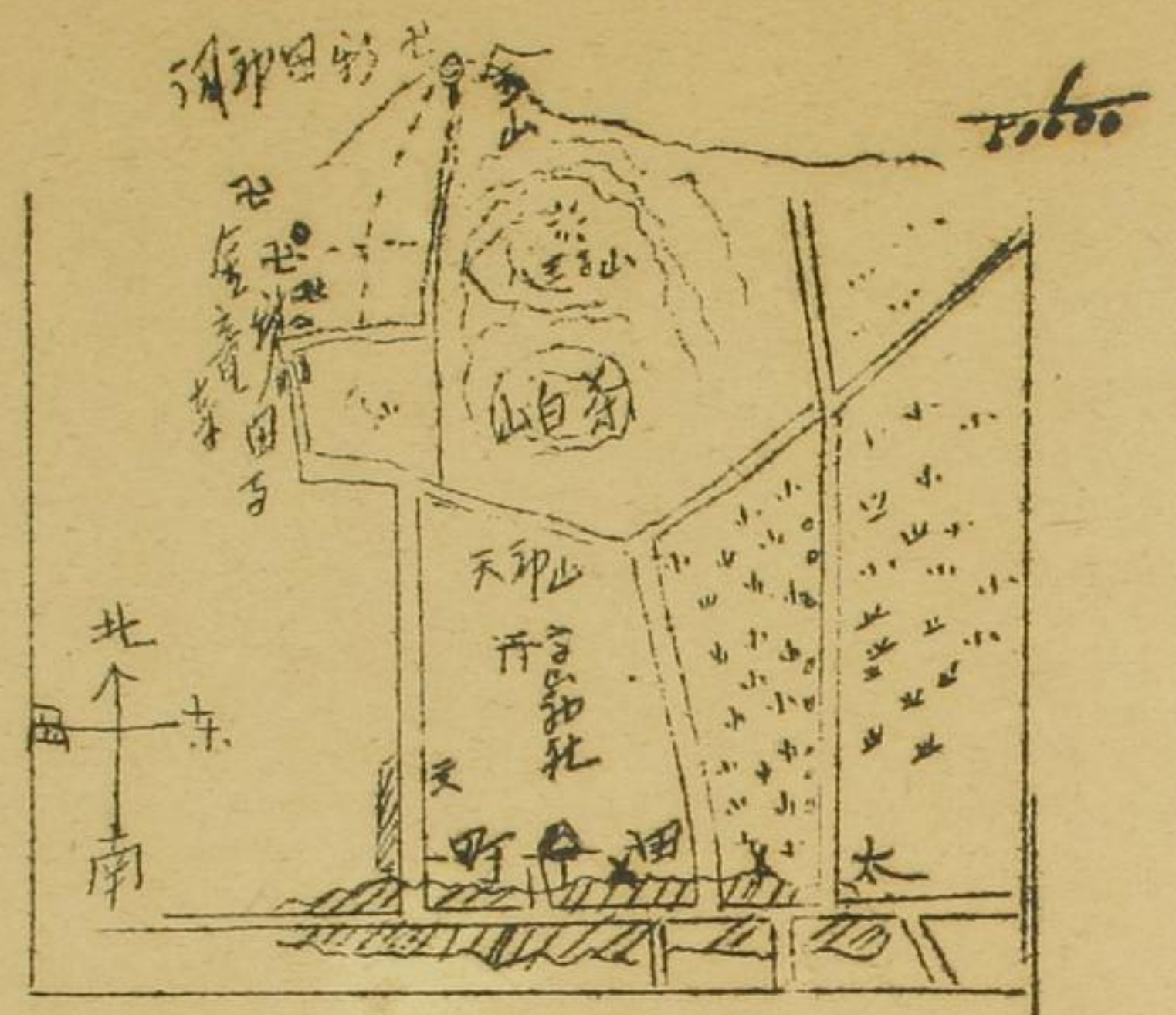












|    |                                  |                                  |                                  |
|----|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 会費 | 金貳拾元也<br>金貳拾元也<br>金貳拾元也<br>金貳拾元也 | 金貳拾元也<br>金貳拾元也<br>金貳拾元也<br>金貳拾元也 | 金貳拾元也<br>金貳拾元也<br>金貳拾元也<br>金貳拾元也 |
| 実施 | 雨天中止                             | 雨天中止                             | 雨天中止                             |

一 旅装 制服制帽 靴若ハ草鞋 脚絆ヲ用フ  
 二 携帶 了 并 水筒 雨具 懐中 用 小 品 等 若干  
 三 編成  
 a. 浮城 隊 每 二十 人以上 以上 若干 分 隊 編 成 本 名 稱  
 b. 小 隊 長 八 級 本 任 之 副 級 長 八 級 副 長 八 級  
 c. 級 長 八 級 編 成 人 名 表 ヲ 學 級 担 任 及 指 揮 上 有 三 角  
 出 ス 也  
 四 注 意 事 項  
 a. 強 行 隊 毎 三 回 トリ 協 同 一 級 以 上 動 行 取 扱 也  
 b. 隊 長 自 身 亦 隊 員 兼 務 隊 員 一 年 以 上 八 就 亦 亦 旅 装  
 若 差 肩 一 隊 二 三 連 二 人 員 以 上 學 級 担 任 及 指 揮 者 二 報  
 告 ス 也  
 c. 檢 査 任 務 之 出 立 場 所 院 生 等 入 院 時 体 面 ヲ 保 持 自 行 進 行 せ ば  
 檢 査 任 務 之 出 立 場 所 院 生 等 入 院 時 体 面 ヲ 保 持 自 行 進 行 せ ば  
 檢 査 任 務 之 出 立 場 所 院 生 等 入 院 時 体 面 ヲ 保 持 自 行 進 行 せ ば  
 檢 査 任 務 之 出 立 場 所 院 生 等 入 院 時 体 面 ヲ 保 持 自 行 進 行 せ ば

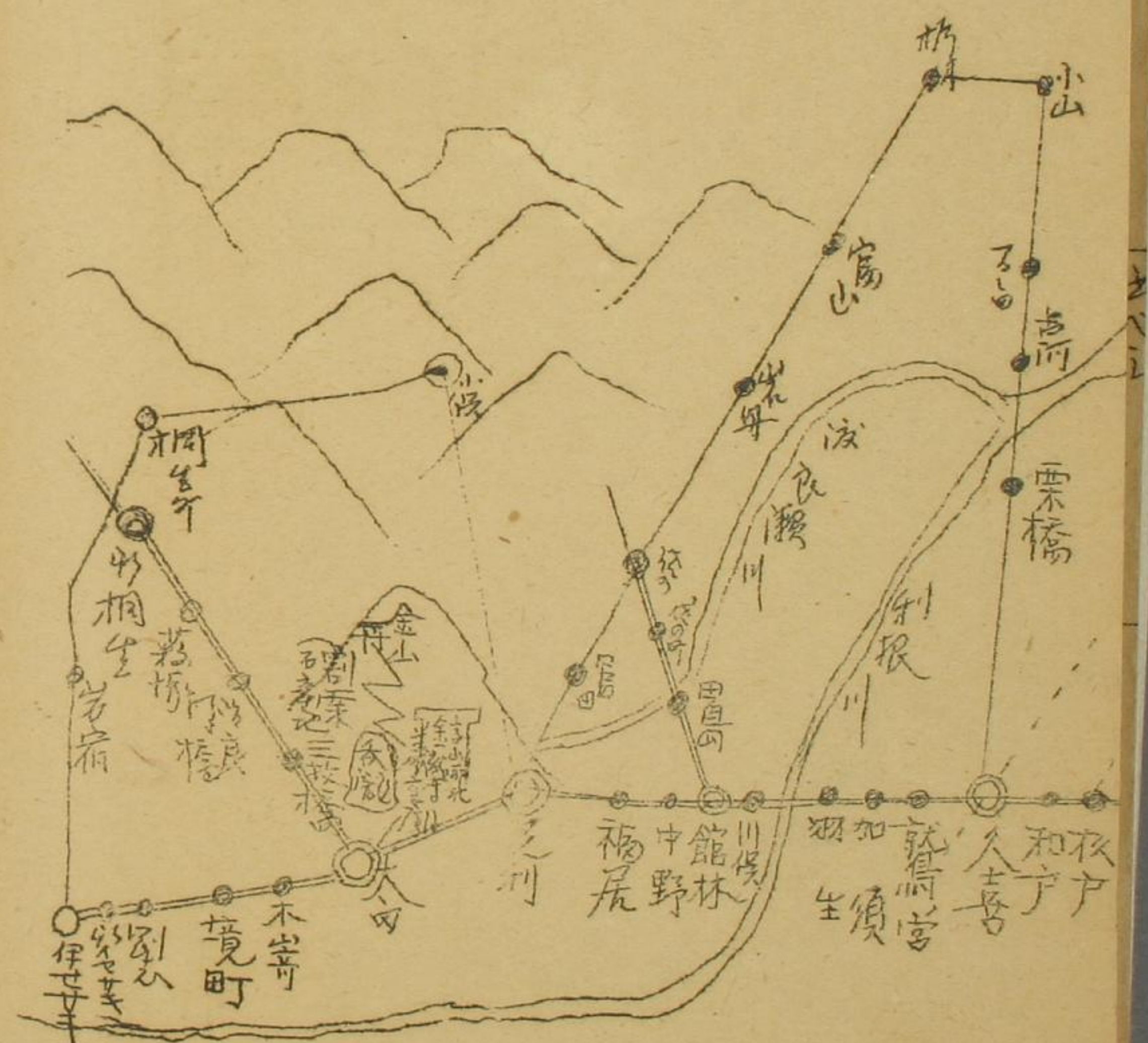
山  
 开高神社

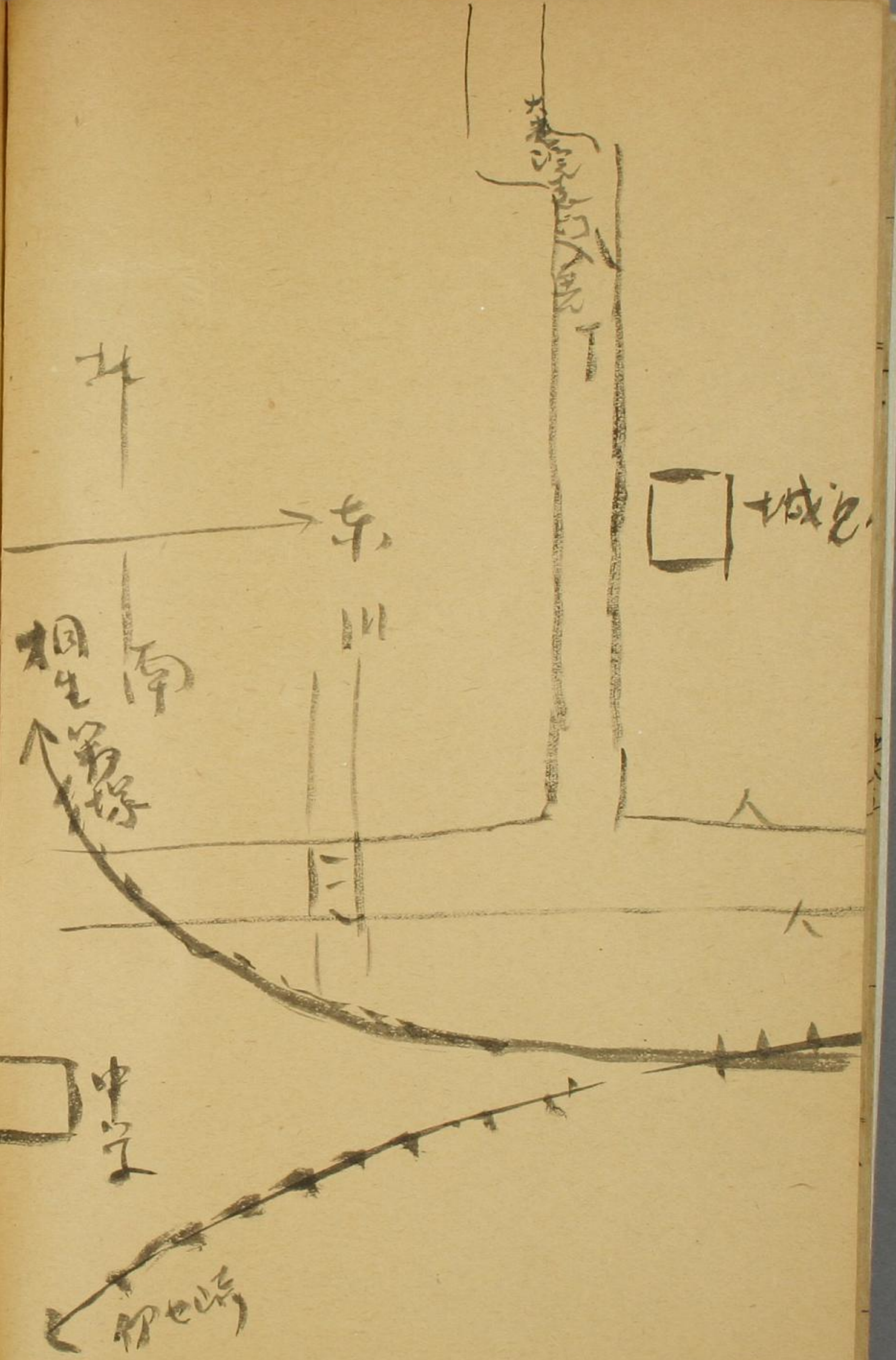
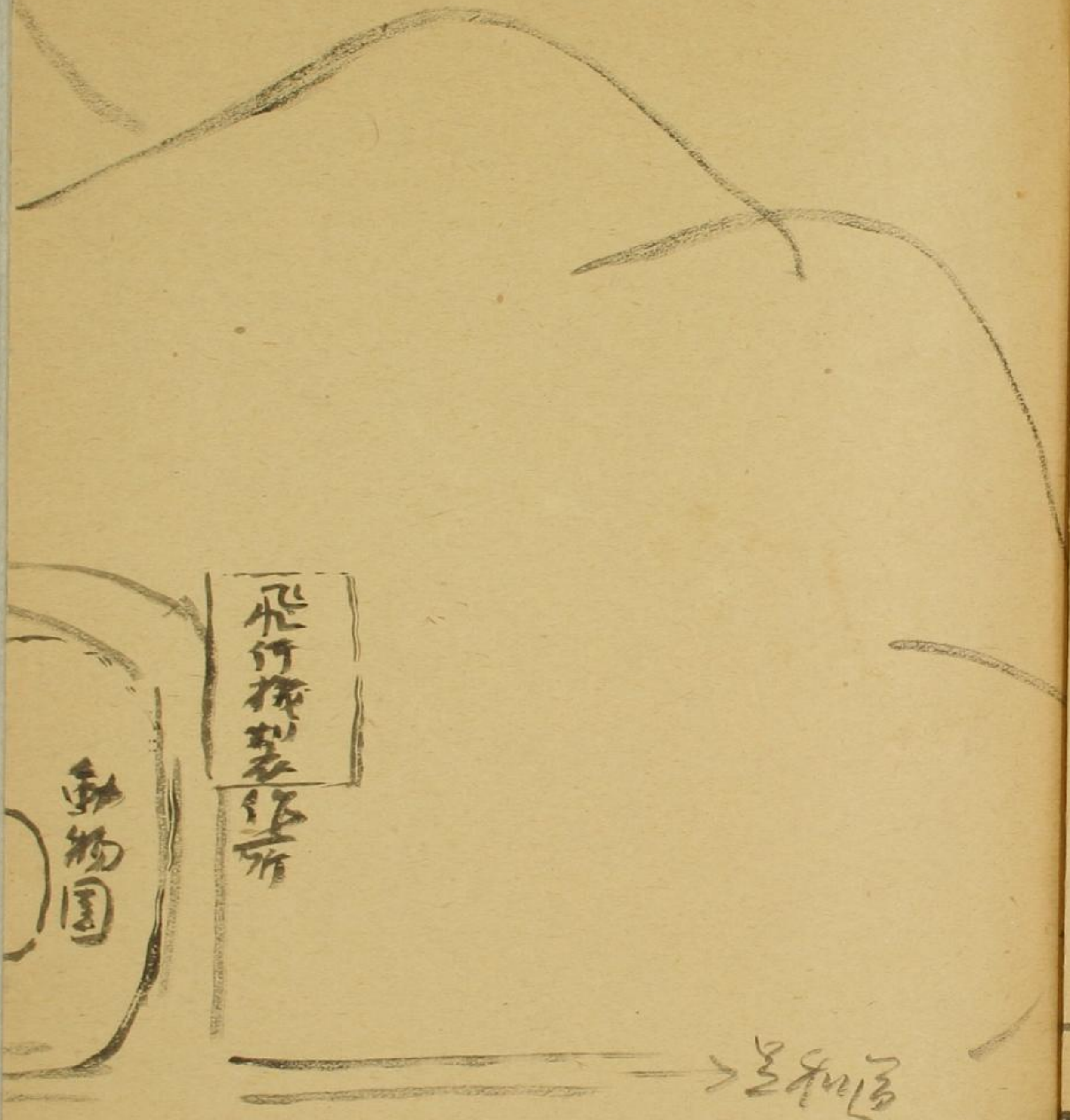
浪

宗  
 八宗  
 例幣使街道  
 家

上  
 太田信子  
 坊

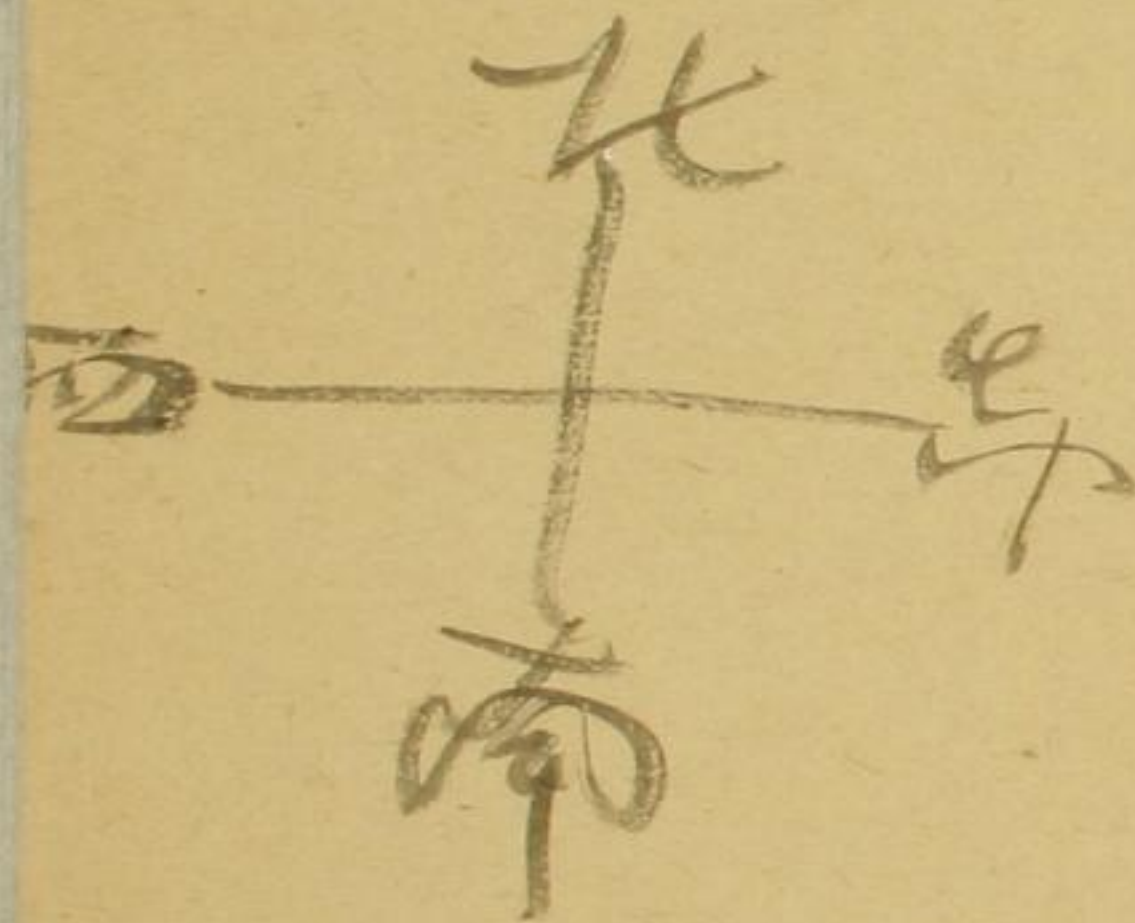
面方山 金田太





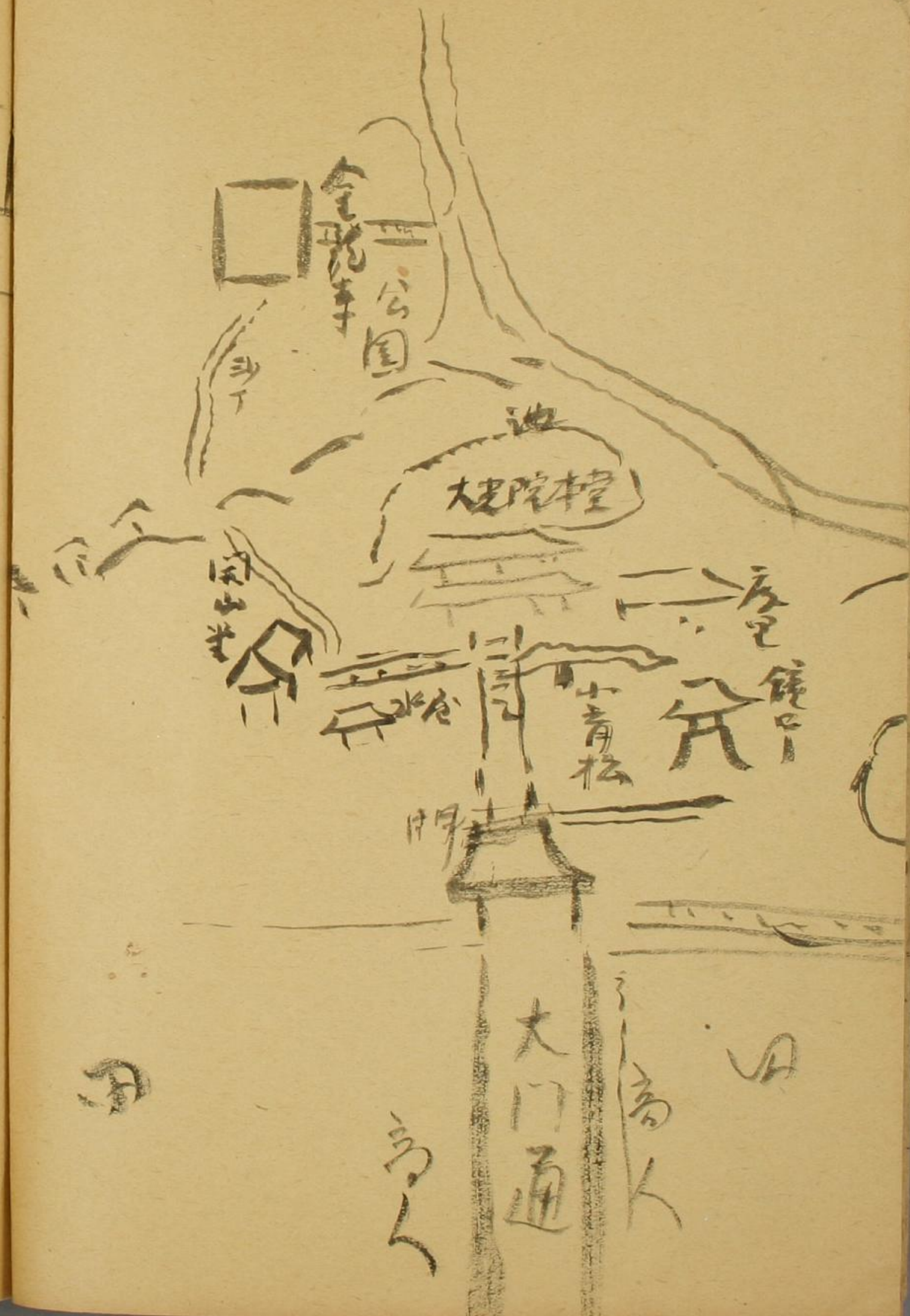
いん

利市



大田

金山



大正

大正十年七月十日... 桐生市... 金山... 利根川... 大正十年七月十日... 桐生市... 金山... 利根川... 大正十年七月十日... 桐生市... 金山... 利根川...

奉送の帳簿等前名宛宛詰納成就所

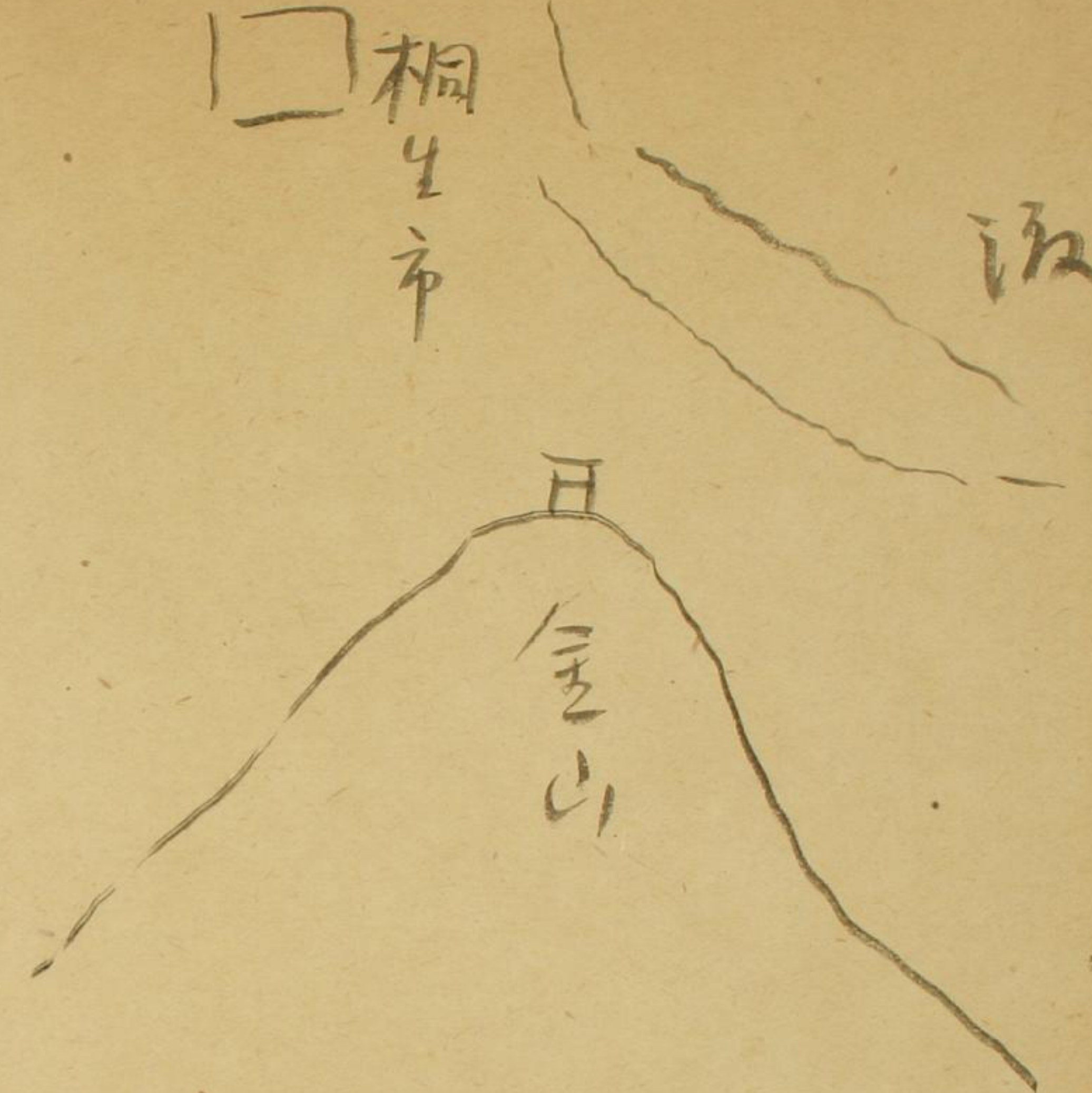
大正

桐生市

河

金山

利根川







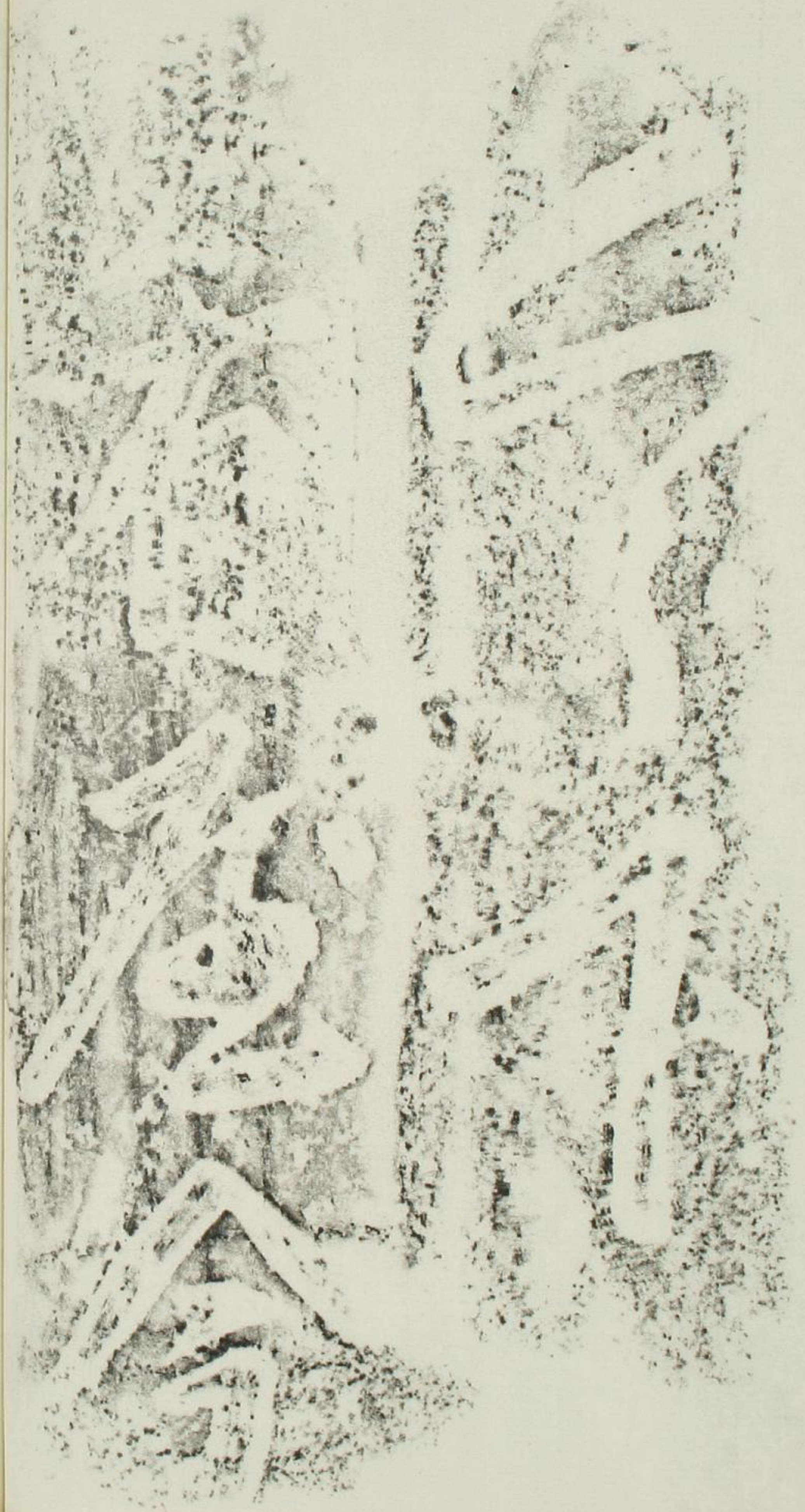


印刷の如く... 又... の...  
 魚... 又... の...  
 大... の...  
 林... の...  
 此... の...  
 の... の...  
 者... の...  
 為... の...

素... の... の...  
 海... の... の...



未... の... の...  
 塔... の...

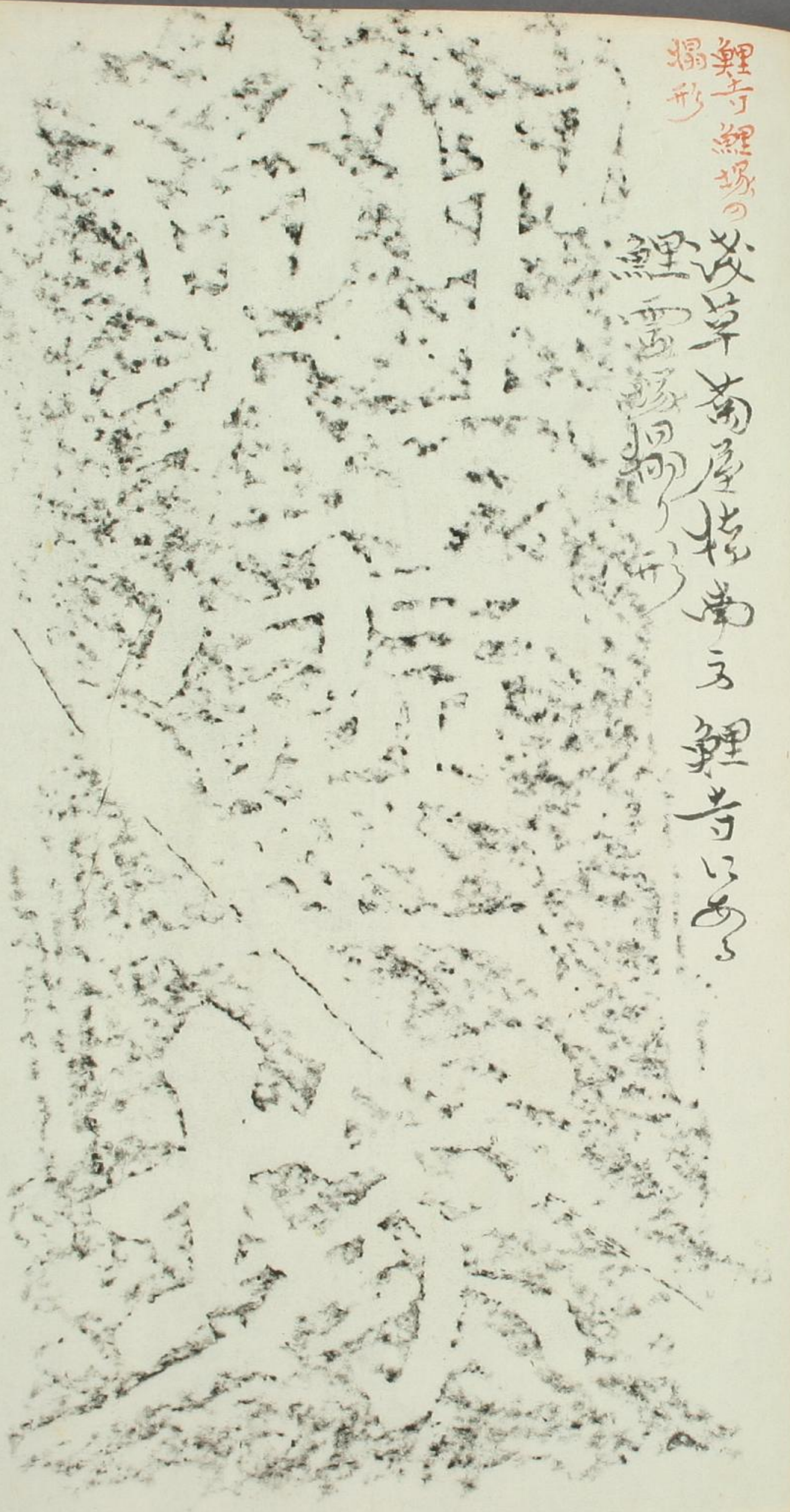


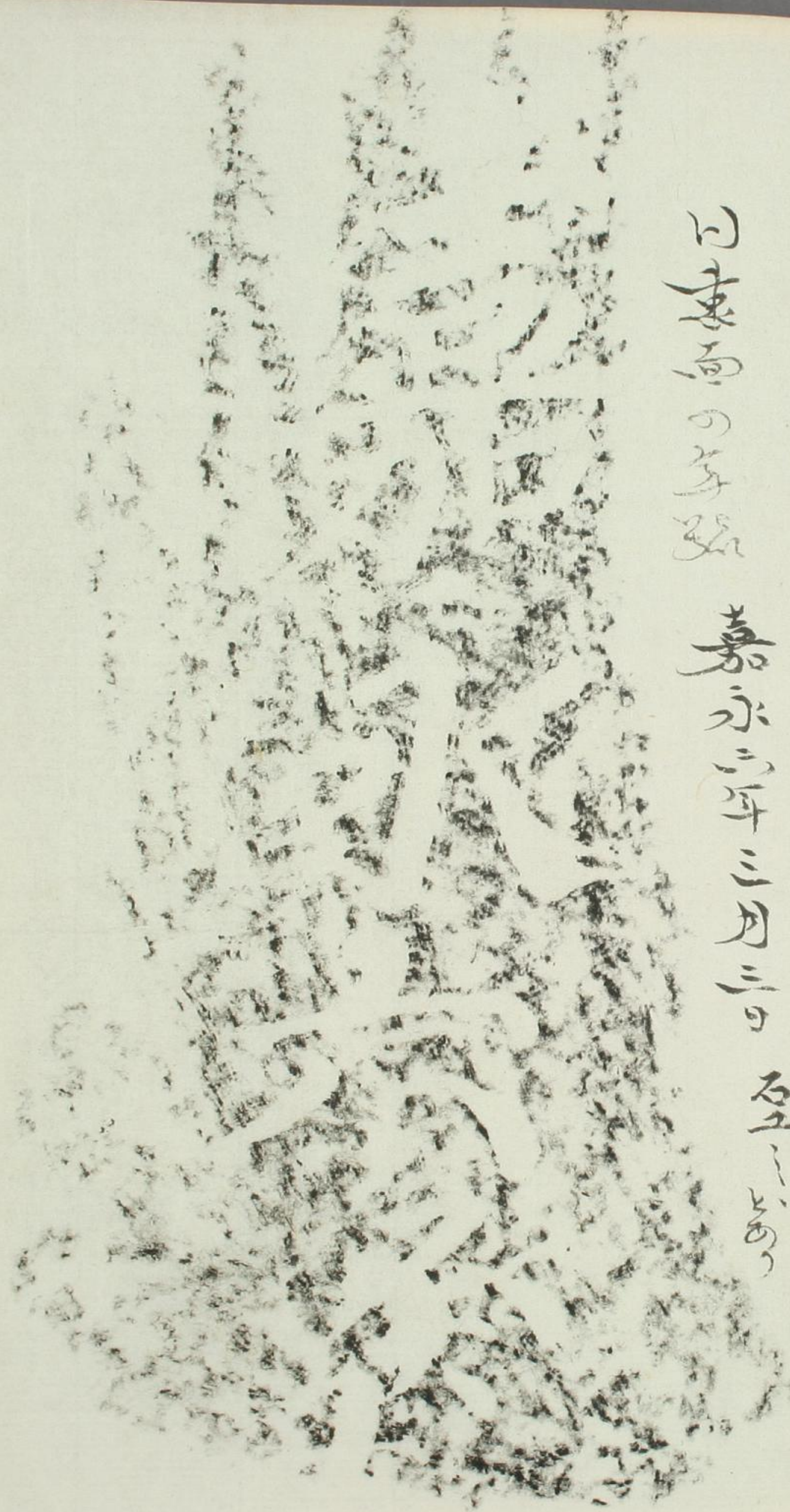
深川やぐさ者名今を墓石の文字

鯉寺鯉塚の  
堀形

茂草藪屋松南三鯉寺にあり  
鯉塚堀形

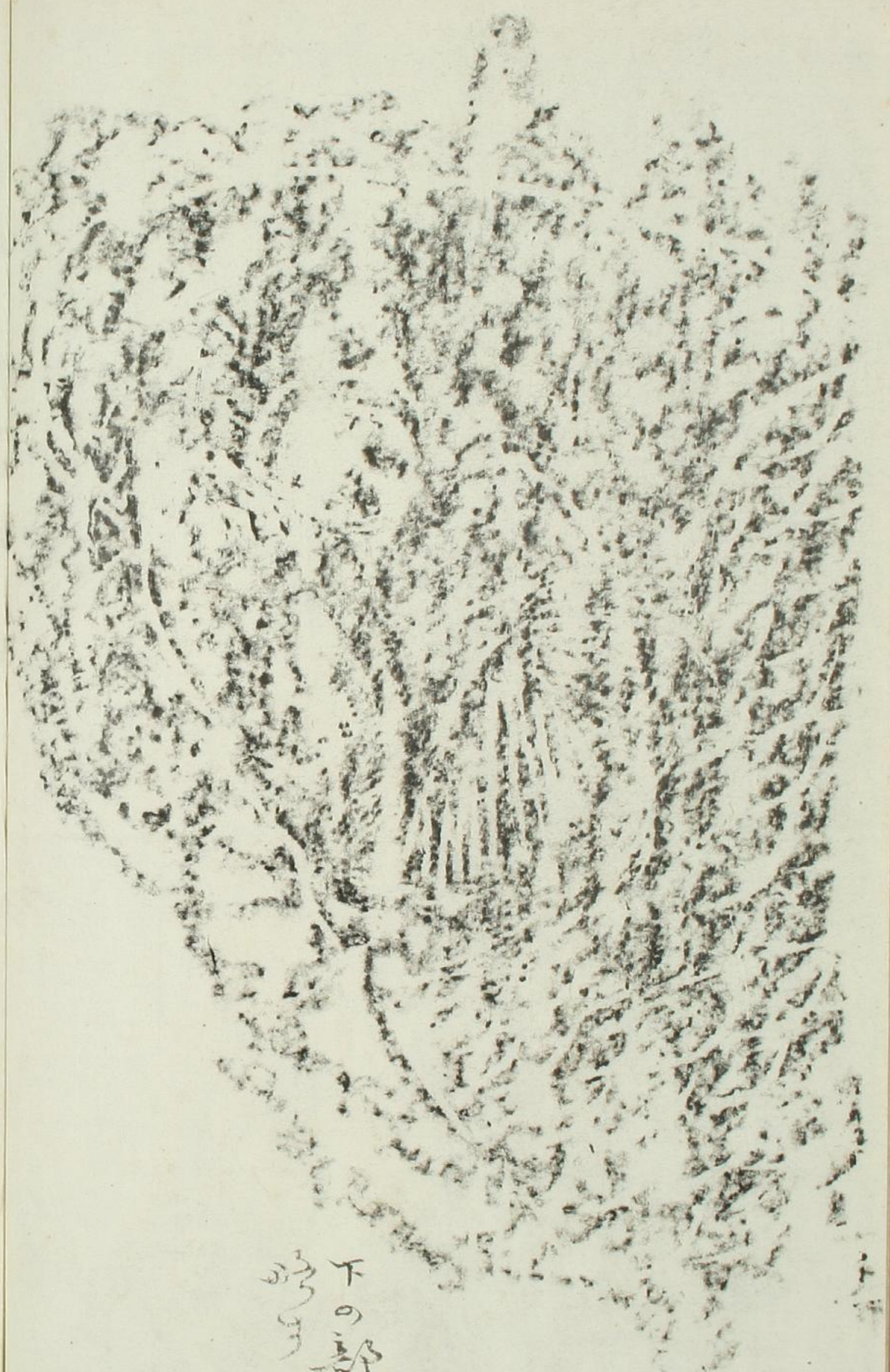
井文字の下に裏面に堀の鯉の全図の繪あり





日本橋の茶屋

嘉永三年三月三日  
石川



下の部  
石川

去十年十月廿一日... 市長三氏の招き... 近しい其意... 今年... 秋... 白河... 都... 本... 秋...



Handwritten text at the top of the right page, likely a preface or introduction to the program.

Handwritten text on the right side of the right page, continuing the preface or providing additional details.

紋章學及古泉學講習時間割

- 一、會場 福島師範學校
- 一、講師 紋章學 日本考古學會評議員 沼田頼輔先生
- 古泉古文書學 同 山中笑先生

一、期日及時間割

| 月日     | 時間割                    | 種別                           | 時間割                               | 種別  |
|--------|------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-----|
| 十月二十九日 | 午後一時ヨリ<br>同三時マテ        | 本紋章學                         | 自午後三時<br>至同四時                     | 古泉學 |
| 十月三十日  | 自午前九時<br>至同十一時<br>至同三時 | 日本紋章學<br>古文書學一班<br>王代ヨリ武家時代迄 | 自午前十一時<br>至同十二時<br>自午後三時<br>至午後四時 | 同   |
| 十月三十一日 | 自午後一時<br>至同三時          | 本日紋章學                        | 自午後三時<br>至同四時                     | 同   |

一、授業料 徴收セズ  
大正十年十月  
福島縣教育會  
福島市教育會

Handwritten text at the top of the left page, likely a preface or introduction to the program.

Handwritten text on the right side of the left page, continuing the preface or providing additional details.

拜啓  
愈々御清祥之段奉賀候  
陳者來る二十九、三十、三十一の三日間本縣師範學校  
に於て東邦古錢學の泰斗山中笑。紋章學の權威沼田  
頼輔兩先生を聘し講習會開催の所是非聽講相成度  
此段御案内申上候  
尙東北地方に於いて始めての講習の事とて他府  
縣よりの希望も有之候爲め會場の準備の都合も  
有之候につき二十八日迄に福島市役所學務課宛  
御申込被下度願上候

福島市福泉會主催にて縣下の古錢古札展覧會開催の筈に候につき同好者御誘引の上御觀覽被下度候  
 大正十年十月二十日

福島縣師範學校

|    |        |           |
|----|--------|-----------|
| 會期 | 十月二十九日 | 午後一時—午後四時 |
| 會場 | 同      | 午前九時—午後四時 |
| 題目 | 同 三十一日 | 午後一時—午後四時 |

一、古泉學(古札等) 山中 笑先生  
 二、紋章學(家紋の由來等) 沼田頼輔先生  
 三、古文書學(神教佛敎の由來等)

尚三日間は會場に於て福島市福泉會主催にて縣下の古錢古札展覧會開催の筈に候につき同好者御誘引の上御觀覽被下度候

福島縣教育會  
 福島市教育部會

福島市福泉會主催にて縣下の古錢古札展覧會開催の筈に候につき同好者御誘引の上御觀覽被下度候

用ひて其の巻あり其然好く而も愛したるの聲  
 大なる聲あり  
 福島市福泉會主催にて縣下の古錢古札展覧會開催の筈に候につき同好者御誘引の上御觀覽被下度候



秋空一碧爽快極りなく候處愈々御清靈奉欽賀候  
 陳者來る二十九、三十、三十一の三日間本縣師範學校講堂に於て縣教育會主催にて古泉學及紋章學の講習會開催せられ東部より講師として斯學の泰斗山中笑氏來講せられ候に付此機會に於て各自所藏の古泉古札を出願して同氏の鑑査を請ひ且つ泉學に關する御高説を拜聽致度候間右趣旨御贊同の上稀珍多夥御出品同好者御誘引是非御來會被下度此段御案内旁得貴意候 拜具  
 大正十年十月  
 福島市大町(古今堂方)  
 福泉會事務所

|    |       |
|----|-------|
| 會長 | 宮 哲三  |
| 幹事 | 沼田 虎三 |
| 贊助 | 木口 昇  |
|    | 岡田 恒貞 |
|    | 喜 義江  |

福島市福泉會主催にて縣下の古錢古札展覧會開催の筈に候につき同好者御誘引の上御觀覽被下度候



馬の又かは由二年をいかにたかむかたの  
しとあつた鶴のあつた鶴とあつた鶴の  
安堂の古蹟  
田舎をいかにたかむかたの  
馬は二つと馬は一つと鶴の  
長い長圓摺と鶴とたかむかたの  
其の

三年の海をいかにたかむかたの  
帝長はたかむかたの  
武隈のあつた鶴とあつた鶴の  
り又自車と鶴とあつた鶴の  
あつた鶴とあつた鶴とあつた鶴の  
いかにたかむかたの  
ちと武め老人とあつた鶴とあつた鶴の  
長刀と鶴とあつた鶴とあつた鶴の  
あつた鶴とあつた鶴とあつた鶴の  
のあつた鶴とあつた鶴とあつた鶴の



あ年船のちを告ぐ所は二外にあつて下三座とあは  
大抵五三(明)の頃に行ふ  
増倍年切つて年及びに年玉とて一列形  
始ふ家始つて年切つて年玉とて一列形  
始ふ家始つて年切つて年玉とて一列形  
二日 賣出買初 初年 年の上は旗をてまゝ密村  
三 日 不祥日と云ふ人家を詠ふ  
七 日 不祥日と云ふ人家を詠ふ  
十日 農始餅とて年切つて年玉とて一列形  
十日 農始餅とて年切つて年玉とて一列形

これにん更に餅み始つて年切つて年玉とて一列形  
に行きと餅み始つて年切つて年玉とて一列形  
いたものも餅み始つて年切つて年玉とて一列形  
分破しと餅み始つて年切つて年玉とて一列形  
帯七五三と擡去しと餅み始つて年切つて年玉とて一列形  
す人の見ぎと餅み始つて年切つて年玉とて一列形  
木山桑の木柄を用ひと餅み始つて年切つて年玉とて一列形  
かたがはと餅み始つて年切つて年玉とて一列形  
呼ぶと餅み始つて年切つて年玉とて一列形  
を始つと餅み始つて年切つて年玉とて一列形  
一取にかサナリと餅み始つて年切つて年玉とて一列形







神史の記述  
一たる眼病の  
考及眼鏡

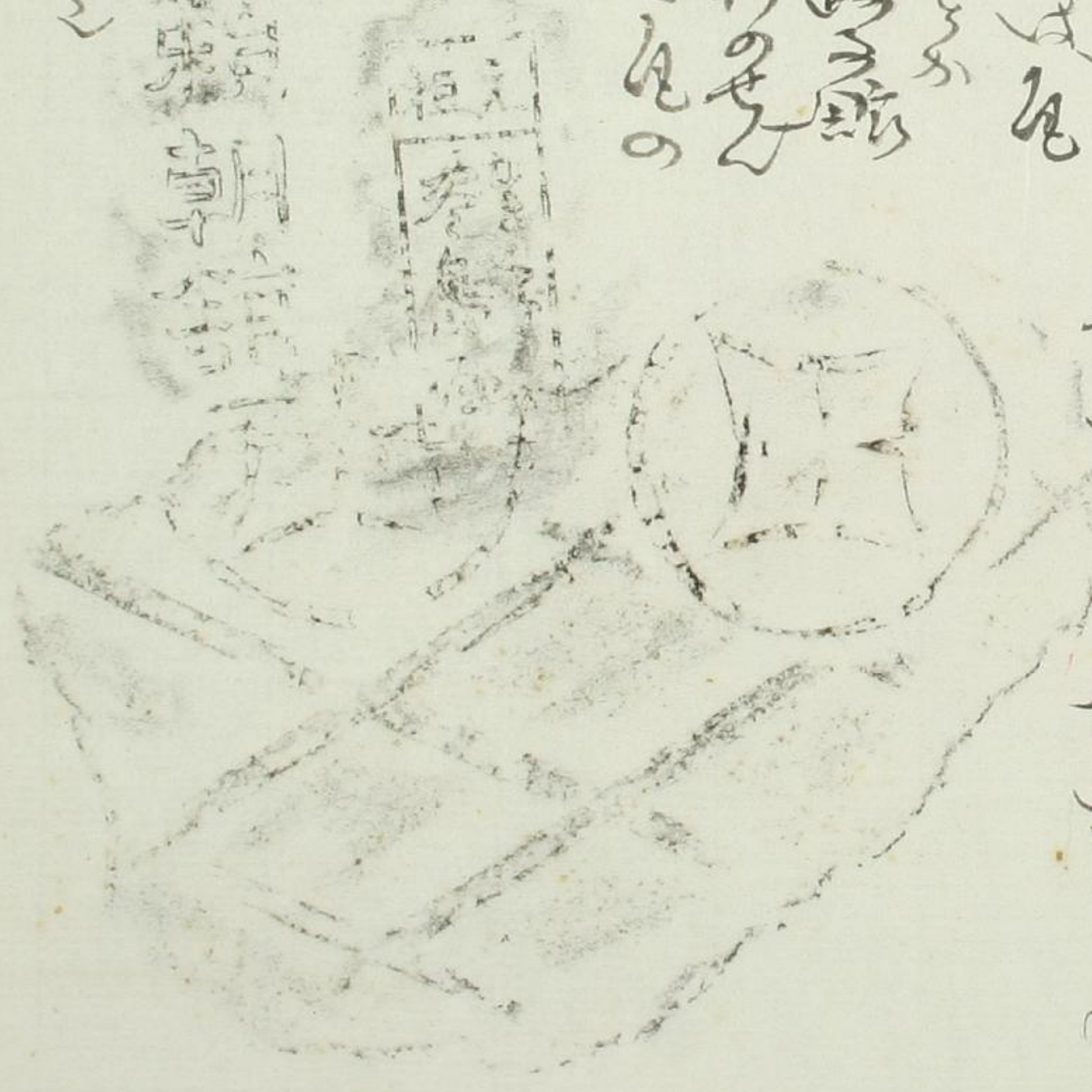
神史の記述に於ては眼病と云ふ事その形も眼に強磨  
道多ク其の記述あり其安を妙とすれに朝顔日記の  
深雪と云ふ一書に於て「有りし」の包性角膜病  
の記述あり「又井坂寺の僧大徳の法本に眼病の  
有りしを記し「ある種の病が起るが如く」外傷性白  
内障となり有りしと云ふし」ところ死を決して重坂寺の屋敷  
能成しぬに大徳の持のありある種を平つる事と云  
帯が切れたる眼鏡にあり視界を向く「見えぬ」  
と云ふ事ありと云ふ事あり「此の記述あり馬病の眼病の  
記述あり馬病の四谷の農所の住人天保三年三十八歳  
眼病となり五年二月に因宗の住人天保三年三十八歳  
何れも一十年三月に眼病を中止したる」と云ふに

老眼と考へて長遠に及ぶは眼鏡を考へたか  
考へしと(如神の)  
是れめ代馬一毛と眼鏡「この物なり」と云ふ  
近眼鏡は多しと云ふ「明治十年谷本の人「老眼  
病者の命に代り行せし」始まじしと云ふ  
家康「強者の遠眼鏡を借用せし」云々今又能く  
納めあり  
馬病のは慢性緑内障「今は不治の眼病」と云ふ  
痛癒後のは「初から痛癒してあつたのなり」  
「ハ」云々及「眼病」云々今ある「トラウマ」  
は弱遠視其の病はギリシアの「トラウマ」即ち粗糖  
と云ふ事あり其の病「の」ハ「百廿年前」ハ「ポラニ」  
と云ふ事あり

遠征の結果として支那より同平年より年々其の年々の  
 醫士有難く内經中に赤白痢疾とあることなり又  
 八百五十年前非宗元等の知識より其の醫書に果して  
 それこそ一とありやうして文比文比のしり書に  
 果して其の書にしり書に十三年の田村橋の  
 醫書に眼腫と刺と云々とありて果して其の書に  
 果して其の書に果して其の書に果して其の書に  
 トウチーと云ふは果して其の書に果して其の書に  
 果して其の書に果して其の書に果して其の書に  
 果して其の書に果して其の書に果して其の書に  
 果して其の書に果して其の書に果して其の書に

古の書

鐘をもちてあつとては唐の鐘なり其の形は  
 せしむるのありしは  
 せしむるのありしは  
 大正屋へのんか  
 鐘をもちてあつとては唐の鐘なり其の形は  
 武將の家の屋の  
 武將の家の屋の  
 武將の家の屋の  
 武將の家の屋の



東洋





男戀し〜のから

明ら〜のから  
来り〜のから  
し〜のから  
(出羽古川)

言女見たる朝の霞の影〜のから  
(肥後)

塔の影〜のから  
〜のから  
〜のから  
〜のから

独りか〜のから  
〜のから  
〜のから  
〜のから

あゝら〜のから

行かぬ〜のから  
心の底〜のから  
〜のから  
(海老)

阿の〜のから  
娘友〜のから  
(筑前)

懐の〜のから  
男根り〜のから  
た〜のから  
〜のから  
(肥後)

〜のから  
〜のから  
〜のから  
〜のから  
(海老)

成爲柳北の  
顔面

早川に寄るをすまへ火を焚く  
あけの夜に  
遠川に網を  
成爲の  
王佐はよ一國常をうけて年にお茶がふるまへ  
見まよ見せよ一浦戸をあらた  
桂濱  
柳の葉を採りて夏をまへ  
よ鶴らぬがなるは那の草に交  
大山の二枚棧枝は姫路に葉は日野  
美は米をの敷たさへ  
山陰線

越後常浦系  
迎の土俗

成爲柳北は面長の人なり成爲馬して好し  
これよまはせは成爲の面長なるは長  
の早の刻まは成爲の面長なるは長  
か成爲の柳北の鼻をあらた見まよ見せよ  
成爲の中井流分なり  
知人の越後常浦系の人あり活は  
十二月の廿五日に梅のせ大餅を  
大餅の餅とて大餅を  
は必所なりとのいふと  
大餅の餅とて大餅を  
は必所なりとのいふと

西の八書入本  
大野龍津書

嫁入りしむりに行くことなりし月廿五日廿六日と云ふ事

千景の繪本の中。丹波の題紙に大野龍津

の筆に

石川流雲の土山の口はくくく戸岡道吉

大黒年北地あり書題よりあれて九えん志

大野龍津の過と歎す

元禄寶永凶徳の頃三浦の遊女小三と云ふ名

あり画も面白く改なり千景は北里に寄る  
吉原七福神 始まるぬのの年を所蔵す

園子の歌

園子の歌を串ぎして書し。明治五年九月廿日

の書きし。明治三年の秋の昔長江本流の海流

の書きし。園子の歌を串ぎして書し。明治五年九月廿日

の書きし。園子の歌を串ぎして書し。明治五年九月廿日

の書きし。園子の歌を串ぎして書し。明治五年九月廿日

の書きし。園子の歌を串ぎして書し。明治五年九月廿日

の書きし。園子の歌を串ぎして書し。明治五年九月廿日

の書きし。園子の歌を串ぎして書し。明治五年九月廿日



銀座の起り  
の起り  
銀座の起り  
の起り

三井寺に同月、にせむだん講とあり、これを以て  
千両とす。同月、一千を、つくり、とちて、まゐれ、か子どもの  
首め、し、し、し、し、し、し、とあり、おろし記にあり  
同月、七月に、信す、おろし、に、物、を、買、董、相、違、り、今、三、餘、帖、を  
授、す、に、姉、妹、奔、月、之、後、罪、書、及、思、進、成、疾、正月、廿、日、  
忽、有、童子、詣、宮、亦、見、曰、臣、主人、之、使、也、主人、知、君、慈、恩、  
無、從、得、降、明日、之、團、々、候、君、宜、用、米、粉、而、作、丸、團、如、月、  
圓、宜、置、西、方、北方、呼、主人、之名、三、兩、可、降、耳、と、り、出、り、  
さ、ら、し、ま、い、は、し、り、た、り、あ、れ、ど、の、月、を、登、り、と、い、ふ、と、り、  
今、中、の、事、の、事、は、用、し、同、の、事、を、い、ふ、と、い、ふ、事、は、あり  
寺、觀、祿、法、の、嘉、録、に、觀、米、粉、為、丸、曰、圓、子、と、あり、又  
後、創、身、の、八、種、の、唐、菓子、と、り、同、善、より、し、り、と、い、ふ、事、は、あり

銀座の創立は慶長三年辛丑二月火棟の代官末吉  
由、兵、部、到、り、の、事、議、に、より、り、し、は、これ、は、銀、座、  
鑄、り、採、取、せ、し、り、の、銀、を、其、儘、使、用、せ、し、て、  
同、し、から、す、悠、々、交、易、が、困、難、な、り、し、り、  
定、し、財、界、に、融、通、せ、使、す、べ、し、と、い、ふ、事、は、  
康、之、を、始、用、し、山、城、其、見、に、強、し、て、四、丁、の、土、地、を、下、付、  
始、て、銀、座、を、創、立、し、也、也、と、い、ふ、事、は、  
大、勘、定、不、棚、勘、定、及、不、棚、及、平、放、銀、見、放、等、を、  
定、め、て、而、し、て、末、吉、利、方、及、後、藤、屋、三、平、先、次、に、  
管、理、せ、し、り、の、事、は、  
己、に、金、銀、取、扱、を、命、ぜ、ら、し、其、事、に、從、ひ、各、り、  
銀、座、の、創、立、に、當、り、事、は、未、吉、利、方、と、共、に

ふみ配す... 長井... 徳川... 後藤... 銀座... 和泉國... 大黒... 改役... 慶長... 同十三年... 此等... 賜...

慶長十七年... 銀貨... 三度... 又銀貨... 目方... 改... 常... 是... 扱... 色... 釣...

しして出づる多き其重量を検査し常是以此にて更に  
之を査定し五百目づつに包み十貫目七一箱として  
幕府金庫に納すものなり  
銀貨の製造数量

- 一慶長銀。丁銀 三十九匁 五枚銀 三匁
- 自慶長十年己未元禄八年己未鑄造額九百貫目
- 二元字銀。丁銀 三十四匁 五枚銀 三匁
- 自元禄八年己未元禄十年己未鑄造額九百貫目
- 三元字銀。丁銀 三十七匁 五枚銀 三匁
- 自元禄十年己未元禄十二年己未鑄造額九百貫目
- 四元字銀。丁銀 三十三匁 五枚銀 三匁
- 自元禄十二年己未元禄十四年己未鑄造額九百貫目
- 五元字銀。丁銀 三十三匁 五枚銀 三匁
- 自元禄十四年己未元禄十六年己未鑄造額九百貫目

- 五元字銀。丁銀 三十三匁 五枚銀 三匁
- 自元禄十六年己未元禄十八年己未鑄造額九百貫目
- 六元字銀。丁銀 三十三匁 五枚銀 三匁
- 自元禄十八年己未元禄二十年己未鑄造額九百貫目
- 七元字銀。丁銀 三十三匁 五枚銀 三匁
- 自元禄二十年己未元禄二十二年己未鑄造額九百貫目
- 八元字銀。丁銀 三十三匁 五枚銀 三匁
- 自元禄二十二年己未元禄二十四年己未鑄造額九百貫目
- 九元字銀。丁銀 三十三匁 五枚銀 三匁
- 自元禄二十四年己未元禄二十六年己未鑄造額九百貫目
- 十元字銀。丁銀 三十三匁 五枚銀 三匁
- 自元禄二十六年己未元禄二十八年己未鑄造額九百貫目
- 十一元字銀。丁銀 三十三匁 五枚銀 三匁
- 自元禄二十八年己未元禄三十年己未鑄造額九百貫目



清一草名

上通字銀。丁銀  
 自天保八年丁卯至安政五年壬子凡拾九年共千四百八十八  
 三銀一朱浪  
 自天保八年丁卯至慶應元年丁丑凡拾九年共千四百八  
 百支別増鑄也との為拾七萬千四百  
 十三銀一朱浪  
 安政二年七月凡八拾九萬千三百  
 五銀一朱浪  
 安政二年八月凡九拾九萬千三百  
 十五銀一朱浪  
 自天保八年丁卯至慶應元年丁丑凡拾九年共千九百九十七

右慶長銀以下の各物は火焚世俗の過給に違ひ  
 以て大正十年より銀座所存の銀生管より  
 の記念本としておねの法文に記すに宛せし  
 せしめられたるし銀座と題せる書中山下重良  
 父が書行したる文中の要を抄しおせられたる  
 年来筆をなされし人の筆跡の法、今も鹿毛の  
 筆に其を認めしめられたるが故に、故紙林  
 制のため鹿毛と題するをなせしめられたる鹿毛の皮  
 の毛は、昔の鹿毛の皮と異なり、其の鹿毛の皮  
 昔の如く毛先がなまなまのものなり、其の鹿毛の皮  
 然し、其の鹿毛の皮は、昔の鹿毛の皮と異なり、其の鹿毛の皮

信州の狸を筆

は一枚の狸皮を平田位なりしと云ふ年一枚八位に  
なりしと申す蓋がたりなり當今筆立の通用する者  
十中八九は支那先のみならず又其人の流る筆は高  
にたくらもくとも出つる年月を終つて先の出  
力弱く出づるものなり元は先人の感  
ぬ向の筆なりしと云ふなり昔より其理ありと  
爲る。毛の由氣ぬ多し自然に出づる筆の  
を思ひたり云筆の及ぶ程すす筆と云ふは  
膠氣をとり板の形なり又其筆の用は筆  
を思ひたり筆の造り三村の筆と云ふは  
筆立正堂の筆と云ふは狸先を製せざる筆と云  
ふと云ふなり

書の上高名筆の  
所の筆

書の上高名筆北例、由嶽林とあり其神社と  
所の筆を好しは其十年よりよのころあり其職  
の云ふにはえ身其筆は、筆の造り神職は此の  
神にどしめは別、これと云ふしをあるは、  
此筆の中職あり、此の筆を好し、  
大天狗の火面歌あり

信州飯田の方言  
セシヤサジノ和尙  
サシ

信州飯田の方言、同此の狸に「セシヤ」  
と云ふの和尙と云ふと云ふ、其意は、  
書と云ふ義あり、專照を楮上に通は、  
ヨクと云ふゆえなり、此の筆の造り、  
弘前此方の方言に「セシヤ」和尙サシ、  
セシヤノセツカトケテ

弘前此方の方言

クレジットは昔の物物券と違って  
約1000モがミグラカッタトイテカク  
電車の

電車の切符は昔の度々  
と止めぬまを行先  
其日  
電車の切符は昔の度々  
と止めぬまを行先  
其日  
電車の切符は昔の度々  
と止めぬまを行先  
其日

電車切符の  
この数字  
を入れた  
初日

群馬縣下  
の古碑  
の  
の  
の

大正十年の  
費年向の古碑  
中興の部  
全剛明王  
ありて左に  
板碑  
序申  
あつた

飛弾にては  
こらんと山を  
打たかといふ

燦出しせば  
らぬは家

にむしり

飛弾はふらふらと  
とくろくくくく  
如きものなり

崎玉橋下に舟を網が  
はたきしゆえ  
行きしゆえ  
ゆえと

伊勢のいし

園子天王

丸木松出

物類新呼に伊勢ま  
をのめたるもの  
園子と

丸木松出の  
丸木松出の  
丸木松出の

丸木松出の  
丸木松出の  
丸木松出の  
丸木松出の

申のふは... 必成爲縁... 申のふは... 必成爲縁... 申のふは...

七三の祝... 七三の祝... 七三の祝... 七三の祝...

1. 此の事... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 2. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 3. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 4. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 5. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 6. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 7. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 8. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 9. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 10. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...

二角車  
 二角車  
 二角車

此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...

江戸大馬路 店  
 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 1. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 2. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 3. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 4. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 5. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 6. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 7. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 8. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 9. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...  
 10. 此の... 諸の... 此の... 成金の... 諸の...

後行者十年  
忌

此の事... 禁... 養平年... 大宮元年... 毎月... 禁... 養平年... 大宮元年... 毎月... 禁... 養平年... 大宮元年... 毎月...

蛇の年のこと

この蛇の年のこと... 蛇の年のこと... 蛇の年のこと... 蛇の年のこと... 蛇の年のこと... 蛇の年のこと... 蛇の年のこと... 蛇の年のこと... 蛇の年のこと... 蛇の年のこと...

新巻のちり



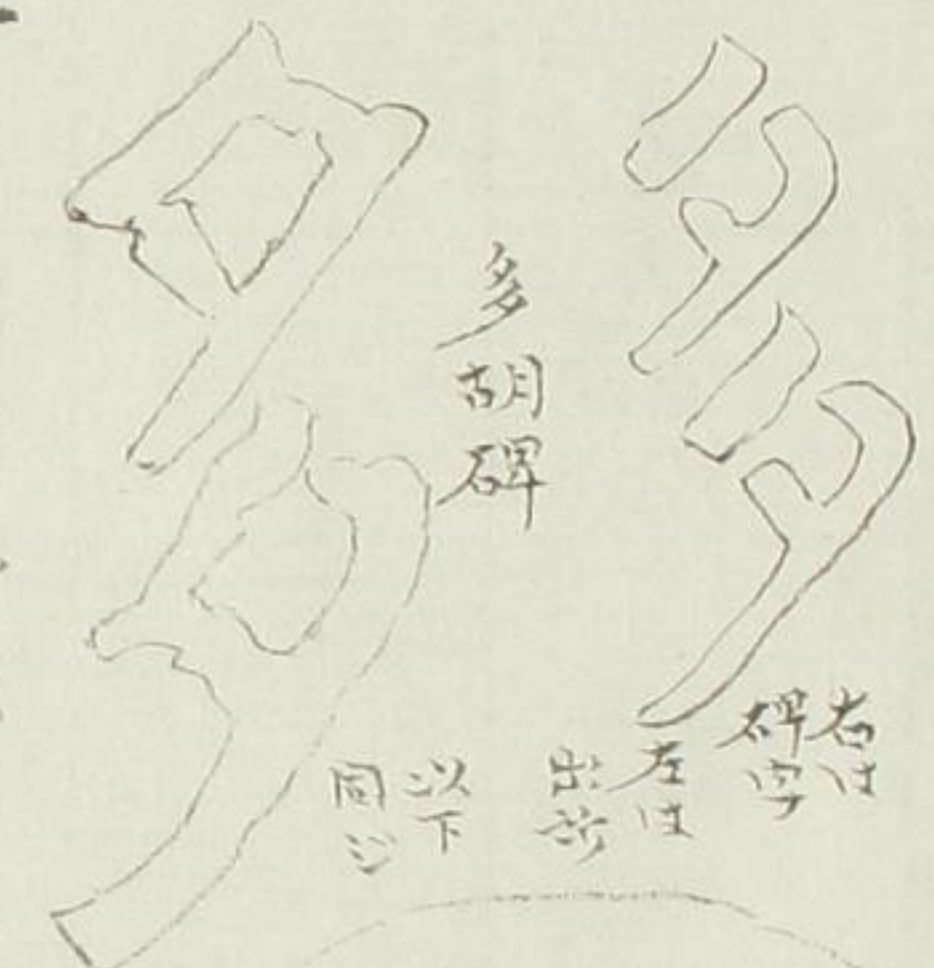


受けて感は其の體形を敢てするものである

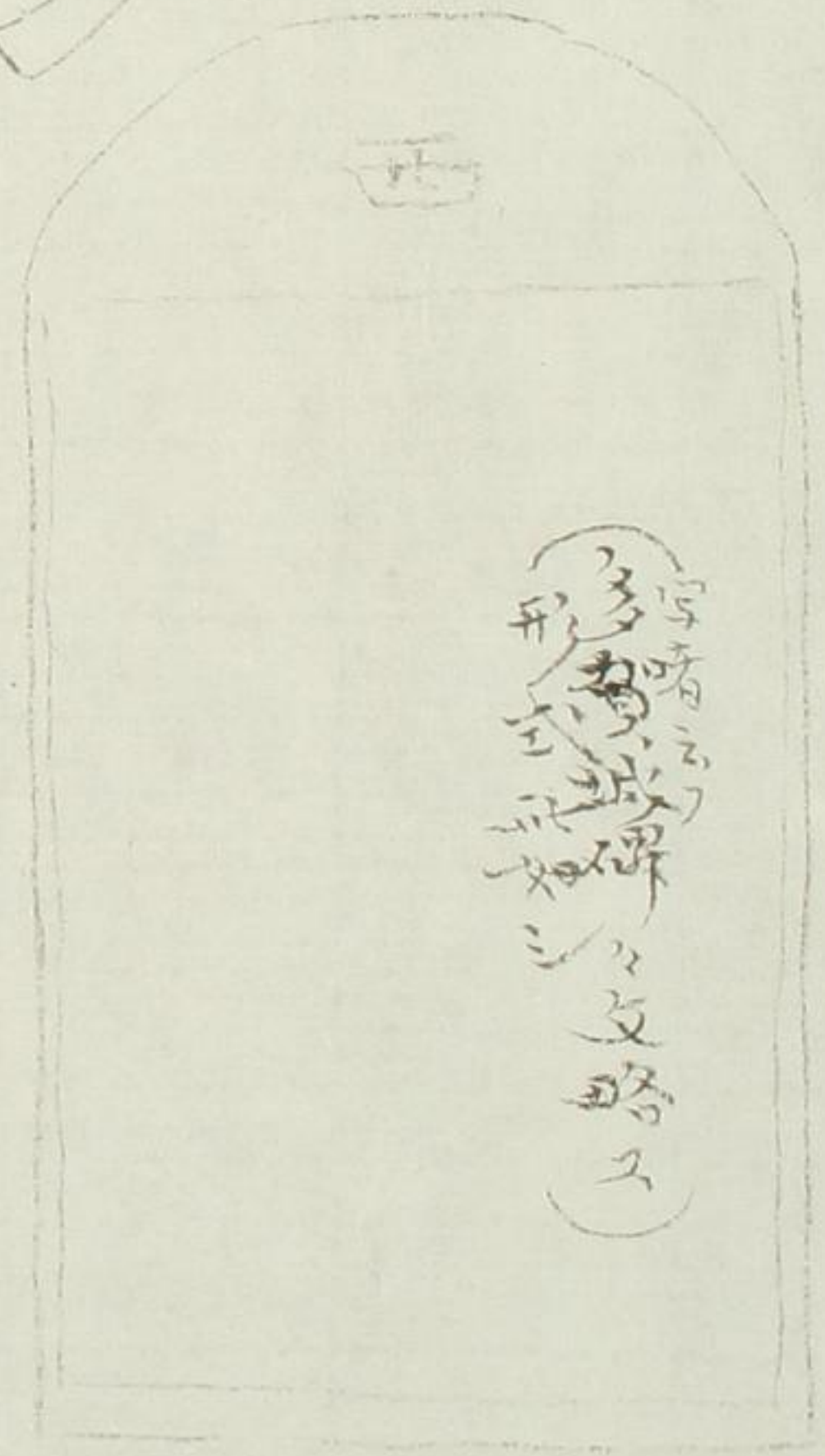
先大體に就て見れば形は昔であるといふは漢碑には  
形式が其後魏に入りては殆ど在して居つたが三朝と過ぐ唐に  
未てはむしろ一碑も其形をのものは向かぬ日本の古碑は火松天然  
石のものも多胡、國造の如く其石を覆ふて居るものもあ  
改のものに昔首のものは一碑も見えず漸く其の末より  
鎌倉に至つて盛に是刻の史に姿をわくした尤も徳川の徳川  
昔首のものが多いとはなすが多し意味を異にして居る多し其の  
昔首は遠近のものであつて漢はもとより是刻銘書よりも感が  
らしいどころして通念を其の枚碑の形を其の形を其の形を其の形  
遠く時代型のものが出来たと思はれる殊に昔首の西の字が枚  
碑の體字を向てしに體字にしたが持ちかあるのは不思議なものである  
さて碑の文字をゴットト見度した砂如何に物足りぬ  
隆寺の古金文を始め字體の比し如何に物足りぬ  
早智川の磨崖碑

般も碑の佛石碑を見來つて更に益無氣力の感に  
堪えなかつた見れば古のやうに見えても見れば古と古字  
を臨したと感しがするそれから楷行を體銘として更に  
統一せしめても集字碑は其の比すれば銘程整頓して居る要  
は集字碑なるもの多し城に比すれば銘程整頓して居る要  
取極は古碑の書かれたるに多し多量は整頓の字を集めた  
難物であるのだそれでは何れの何れも如何にして集めたかと  
るに先決問題として其の作の年代を假定する必要がある先  
中東に佐久間同殿の作なりといふ同殿は仙臺屋の儒官であ  
つて漢書書畫を善し弱分の漢京都に遊び持明院流の書  
を學び傍ら古今の名法帖を蒐めて碑を記したといふ古碑な  
ども増進するには至極高當り履歴を持つて居たのである  
歿したのは元文元年八月廿四日であるとして多胡碑や那須國造  
碑が発見されて後三四年を經た多胡碑が市川村から地出  
されたといふ事であつて同殿の地説が最も有力であるが

此碑は就て聖教に氣の付いたの楷書と云ふてある句は如何に  
 のふきに一行書が生りて居りたるか何たるかツクノ一と云ふ  
 には然る由縁を察し着流と云ふたのあつて其行草書が何だ  
 か見覚えのあるやうに思ふので  
 くりかへし眺め



多胡碑



多胡碑の文略

守の字と字勢結體遊絲の細部に至ると毫髪相似たのいふ氣が  
 けりてその度より其教序と持来て對照してありし細心の臨寫に  
 驚いたのでもそれから一々對照して聖教序のもの為三十二字と數  
 したしりそれはのころずり書のものでもあつて多胡碑文意總數の

百字と云ふの他の百何字かは何れにハありて其の  
 たるが己に於ては如何なるか  
 多胡碑の字と云ふは其の  
 多胡碑の字と云ふは其の  
 多胡碑の字と云ふは其の  
 多胡碑の字と云ふは其の



聖教 京



鎮

守

甲研の元字を假して乙研の字を假したるの事ありしに  
 数日對校校閲の結果は左に  
 一、掲載して大方の批評を仰ぐ  
 のである大體三つの系統あること  
 を考ふの第一唐碑より宋の  
 及二本朝の碑文鐘銘等より  
 まるゝもの第三系統の明から  
 さるゝものこれ採らば材料なき  
 か或は面白くない  
 とおちく見へぬこと  
 一、事情のみに  
 為らば各自分て製造  
 したるものといふこと  
 なる中、宗鏡して  
 採らば一概に應ひ  
 ずることも出来ぬ(下)

使 使

(下) 其中極めて単純にて向人に  
 ても余の説を賛成して是の如くに  
 思ひなりたる一行の多量な城の多  
 の字が、胡碑より轉來せること  
 及京の字が聖教序より來れ  
 ること、身一行の國の字が、須  
 國造研より、第四行の野の  
 字が多胡碑より、第六行則本文

東山 東山  
麓山寺碑 麓山寺碑

一行の元字が那須國造研より、  
 鎮守三文字亦聖教序より、本文  
 一行の字は多胡碑より、  
 等の字大の字野字、亦字は聖教序より、  
 置字は本北海書麓山  
 寺碑より採らば、就中前行字及  
 其行の等字野字等は、  
 京碑字と全く一致し、野の字の予  
 の書法は、此に數例のなる  
 所、亦野二字のみにて、直に以て  
 多胡碑が集古字研なる  
 事を見せず、い餘ありと思ふ、  
 此事半にして、前、  
 國造の事、を談ず、  
 其の如く、  
 前、  
 多胡碑の臨なりと言ふ、  
 然らば、  
 難し、  
 亦、  
 同、  
 義、  
 聖教序、  
 吳文、  
 研、  
 亭、  
 藤園、  
 の、  
 此、  
 及、  
 今、  
 鳳、  
 之、  
 境、  
 書、  
 庫、  
 雪、  
 麓、  
 山、  
 寺、  
 靈、  
 巖、  
 寺、  
 瑞、  
 州、  
 石、  
 室

記等々焼く未て對校すをいへりてその  
二時に出た不  
であつた本文三行の末尾の置字を發見したのである  
本文三行の一字は國造研より年字の教より至  
國造研より東尾の山字は城鹿山より採られた  
しのか本文三行の度字は聖教序の經五經皆空度の度  
字なり結體筆意全く同じに多胡研より採られた  
銅造を改より察は高字より鎮守の二字は聖教より未  
る鎮の字ならずして却て今字なりと字が免一行の字と異にし  
て同じく聖教序の字書高の字と採られた痕跡明に復  
ぶがらず本文末行修は銅造をの地に敷別なりと特別の字  
ひるが如し不ならずして不に他り多ならずして冬に作す此の  
如き文字が多かり研に在らずは集字研の確證ならずや  
考後の造は國造研並一行末尾の造字結構正に同じ末行年月  
日は悉く聖教序の末行に一致す

以ては其の類多きものであらざるかに余が研の造  
路を研て見たるに高が同嚴か採用した研はヤ金の靴  
圍をよりつるに三朝研なる研もあり架なる層  
研の板を少くもつるに思ふたのやその研帖の  
改訂編纂せるものや多量に思ふたのやその研帖の  
種におもひをいへりてそのやあるやその研帖の  
らうと思ふたのやあるやその研帖の  
王義之 黄庭經 聖教序 義之 文菊亭 信化 戲  
改訂編纂 西宮館に在りたるや多量に思ふたのやその研帖の  
虞世南 孔子廟堂碑  
歐陽詢 醴泉銘 これは直接には関係はないと思ふ  
李北海 聖教序 研帖 農田寺研 前者は直接関係な  
專ら後者が採用されたる

類聚の類、殿、父、家、廟、元、次、少、碑、麻、姑、仙、壇、ま、つ、さ、し、と、ん  
 日本の人名の字は大に採りておぼしめし、わが國には同  
 名、前、易、等、の、出、工、の、日、我、が、重、す、墓、志、名、を  
 墓、版、だ、か、乃、を、記、古、繼、船、首、王、墓、版、だ、か、文、志、可、成、麻、呂  
 一、而、新、鑿、な、い、れ、も、亦、他、年、の、姓、を、一、つ、の、姓、に、な、ら、う  
 を、あ、ら、う、亦、他、年、の、姓、を、一、つ、の、姓、に、な、ら、う  
 あ、る、免、に、角、を、見、た、ら、う、が、確、然、採、集、し、た、と、い、ふ、こ、の、出  
 来、の、は、左、に、述、ぶ、ら、う  
 字、の、移、り、研、山、名、村、研、金、井、の、研、多、胡、研、那、須、國、造、研  
 栗、志、寺、鐘、盤、石、佛、足、石、研、曾、本、寺、勅、書、銅、版、南、國、堂、銅、版  
 志、志、寺、鐘、盤、石、佛、足、石、研、曾、本、寺、勅、書、銅、版、南、國、堂、銅、版  
 此、の、外、に、逸、字、を、補、ふ、為、に、多、く、強、念、の、研、を、鐘、盤、石、を、檢、索、し

た、痕、跡、が、あ、る、大、體、多、く、研、の、字、體、は、お、樣、の、那、須、國、造、研  
 も、亦、も、亦、力、な、墓、志、を、與、て、な、ら、う、の、見、え、る、多、分、こ、の、字、は  
 新、し、く、篆、書、を、は、つ、採、檢、せ、や、つ、た、こ、も、思、ふ、其、次、は、上、州、の  
 三、古、研、殊、に、多、胡、研、が、多、鐘、盤、石、佛、足、石、を、し、て、な、ら、う  
 に、つ、つ、は、三、古、鐘、の、説、が、あ、ら、う、國、造、研、か、ら、別、十、字、を、採、り、て、な、ら、う  
 研、の、有、り、お、本、の、工、令、杯、版、を、似、通、つ、て、な、ら、う  
 碑、首、の、西、及、乃、上、行、の、棘、鞆、乃、三、行、の、按、の、乃、十、行、の、獨、等、の、字、は  
 一、見、鐘、盤、石、は、且、字、體、も、也、と、別、に、て、出、所、も、分、明、な、ら、う、亦、同、處  
 翁、自、體、の、古、字、に、て、は、あ、ら、う、や、と、思、ふ、乃、三、行、の、兼、も、亦、な、ら、う  
 リ、按、の、木、高、な、ら、う、然、ら、う、動、の、下、の、心、か、从、と、な、ら、う、也、に、別  
 此、の、外、に、逸、字、を、補、ふ、為、に、多、く、強、念、の、研、を、鐘、盤、石、を、檢、索、し  
 此、城、の、二、字、又、他、の、類、を、採、り、て、類、聚、の、字、の、如、し、凡、そ、古、の  
 此、字、を、檢、す、る、悉、く、此、若、し、ら、う、此、り、此、字、の、存、在、す、る、も、は

この石研 若くは石研 南田堂 此字は道隆寺 如くは  
勅版等中の此字亦此 此若此にて一字の此字は其凡石の  
相似より曾か家廟に城字を得元次山研に此字を獨り  
第一行 聖教加と貝を合せば道か  
第二行 聖教加と貝を合せば道か  
第三行 聖教加と貝を合せば道か  
第四行 聖教加と貝を合せば道か  
第五行 聖教加と貝を合せば道か  
第六行 聖教加と貝を合せば道か  
第七行 聖教加と貝を合せば道か  
第八行 聖教加と貝を合せば道か  
第九行 聖教加と貝を合せば道か  
第十行 聖教加と貝を合せば道か  
第十一行 聖教加と貝を合せば道か  
第十二行 聖教加と貝を合せば道か  
第十三行 聖教加と貝を合せば道か  
第十四行 聖教加と貝を合せば道か  
第十五行 聖教加と貝を合せば道か  
第十六行 聖教加と貝を合せば道か  
第十七行 聖教加と貝を合せば道か  
第十八行 聖教加と貝を合せば道か  
第十九行 聖教加と貝を合せば道か  
第二十行 聖教加と貝を合せば道か  
第二十一行 聖教加と貝を合せば道か  
第二十二行 聖教加と貝を合せば道か  
第二十三行 聖教加と貝を合せば道か  
第二十四行 聖教加と貝を合せば道か  
第二十五行 聖教加と貝を合せば道か  
第二十六行 聖教加と貝を合せば道か  
第二十七行 聖教加と貝を合せば道か  
第二十八行 聖教加と貝を合せば道か  
第二十九行 聖教加と貝を合せば道か  
第三十行 聖教加と貝を合せば道か  
第三十一行 聖教加と貝を合せば道か  
第三十二行 聖教加と貝を合せば道か  
第三十三行 聖教加と貝を合せば道か  
第三十四行 聖教加と貝を合せば道か  
第三十五行 聖教加と貝を合せば道か  
第三十六行 聖教加と貝を合せば道か  
第三十七行 聖教加と貝を合せば道か  
第三十八行 聖教加と貝を合せば道か  
第三十九行 聖教加と貝を合せば道か  
第四十行 聖教加と貝を合せば道か  
第四十一行 聖教加と貝を合せば道か  
第四十二行 聖教加と貝を合せば道か  
第四十三行 聖教加と貝を合せば道か  
第四十四行 聖教加と貝を合せば道か  
第四十五行 聖教加と貝を合せば道か  
第四十六行 聖教加と貝を合せば道か  
第四十七行 聖教加と貝を合せば道か  
第四十八行 聖教加と貝を合せば道か  
第四十九行 聖教加と貝を合せば道か  
第五十行 聖教加と貝を合せば道か  
第五十一行 聖教加と貝を合せば道か  
第五十二行 聖教加と貝を合せば道か  
第五十三行 聖教加と貝を合せば道か  
第五十四行 聖教加と貝を合せば道か  
第五十五行 聖教加と貝を合せば道か  
第五十六行 聖教加と貝を合せば道か  
第五十七行 聖教加と貝を合せば道か  
第五十八行 聖教加と貝を合せば道か  
第五十九行 聖教加と貝を合せば道か  
第六十行 聖教加と貝を合せば道か  
第六十一行 聖教加と貝を合せば道か  
第六十二行 聖教加と貝を合せば道か  
第六十三行 聖教加と貝を合せば道か  
第六十四行 聖教加と貝を合せば道か  
第六十五行 聖教加と貝を合せば道か  
第六十六行 聖教加と貝を合せば道か  
第六十七行 聖教加と貝を合せば道か  
第六十八行 聖教加と貝を合せば道か  
第六十九行 聖教加と貝を合せば道か  
第七十行 聖教加と貝を合せば道か  
第七十一行 聖教加と貝を合せば道か  
第七十二行 聖教加と貝を合せば道か  
第七十三行 聖教加と貝を合せば道か  
第七十四行 聖教加と貝を合せば道か  
第七十五行 聖教加と貝を合せば道か  
第七十六行 聖教加と貝を合せば道か  
第七十七行 聖教加と貝を合せば道か  
第七十八行 聖教加と貝を合せば道か  
第七十九行 聖教加と貝を合せば道か  
第八十行 聖教加と貝を合せば道か  
第八十一行 聖教加と貝を合せば道か  
第八十二行 聖教加と貝を合せば道か  
第八十三行 聖教加と貝を合せば道か  
第八十四行 聖教加と貝を合せば道か  
第八十五行 聖教加と貝を合せば道か  
第八十六行 聖教加と貝を合せば道か  
第八十七行 聖教加と貝を合せば道か  
第八十八行 聖教加と貝を合せば道か  
第八十九行 聖教加と貝を合せば道か  
第九十行 聖教加と貝を合せば道か  
第九十一行 聖教加と貝を合せば道か  
第九十二行 聖教加と貝を合せば道か  
第九十三行 聖教加と貝を合せば道か  
第九十四行 聖教加と貝を合せば道か  
第九十五行 聖教加と貝を合せば道か  
第九十六行 聖教加と貝を合せば道か  
第九十七行 聖教加と貝を合せば道か  
第九十八行 聖教加と貝を合せば道か  
第九十九行 聖教加と貝を合せば道か  
第一百行 聖教加と貝を合せば道か

國造研を第一様可せものが多胡も道隆寺に忘れぬ位は  
道隆寺より上は多胡研と云ひし動は麓山寺に似たる  
从は例なり 勅版は道隆寺より東人二字は聖教之は爲  
字中ものなり  
本支第三行也 聖教より来る天平二字元明帝御陵研中  
のものを以て元明帝御陵研と云ひし動は麓山寺に似たる  
の字は勅版甚だ多き天平字は後出の右川年足差版に見  
のみある肉筆にては正倉院御藏之道鏡書は平と書  
しんが家名の天平經亦平に亦と稱来き書中右軍書  
中のものは正に平と書せり或は平に亦と稱来き書中右軍書  
字は聖教より来り聖教の貝の字と異なりを見ゆ其は悉  
合す歳次の二字篇より来り國造研の凡骨を帶  
實は多胡金井澤等より脱し冬後二字も道隆寺鐘銘中より  
奪ひ来り如し東の二字等も麓山寺研の字が梅は道隆寺と

聖教との混成物

本文は四行 節の字を教序中に見出し、意は空度の高字の字と空即空の節との字を製ではあるまいか、則ち節と見ると、徒從四位上字前のものと同じである。集字研の特色を遺傳するを揮してある者は、聖教の字のものか、或は空度を増せるのである。節は林麓山寺研中のものを教をかけたか、卿は聖武帝勅版より出づるに似たり。義三千字の字を空字を研字に結體相似たり。

本文末行 藤原字は道心寺鐘中のもの、惠字は蘭亭に林麓山寺研、唐字研等々を加ふると、美字は銅燈を、東原寺佛足石等と、然則體を同する、猶字は同、藤原字に造り、或いはあるか。

空回

回送碑  
空回

也、聖教の蘭亭より来りたるもの、以上の結果にて新出の研と文字の数字とを對照すれば、大約左の如くなる。

- 聖教 約三十三 聖武銅 約三 國造 約十
- 扁堂 数字を合約 六、廿外数字十四、五 道澄寺 約十九
- 金井澤 三 多胡数字を合約十二、三 銅燈 三
- 麓山寺 約七 神護寺 一 常陸鐘銘 五
- 藤原魯公研 三 栗原寺露盤 一 元明御後研 四
- 黄庭經 一 蘭亭 九

さうして、こゝなる計算を、これを二つに分けると、和装三十二に、初来が、七、三と、こゝに、なる、多胡の数字なり、か、は、一、寸、五分、が、分、り、に、く、多、く、の、唐、字、を、多、胡、の、合、併、の、如、う、に、な、す、に、な、つ、て、唐、字、の、中、に、多、く、の、唐、字、を、加、へ、て、は、大、概、横、の、は、り、と、思、は、れ、る、と、思、ふ、が、中、に、は、空、の、つ、か、れ、る、面、白、の、が、多、く、の、考、考、に、な、つ、て、あ、る、だ、ら、う、と、思、ふ、が、

多國下野元歲次察使鎮守正等大野所置六年壬  
山度位に鎮守察使修造年三月日の三十四字は明々白々  
點綴ふの解也久原碑の百目死然とあり何の記辨を  
るの字も之れを論破して多賀城は他にあり何の記辨を  
あがきしに於て臨んで其碑を論破せし當の記は又余が此を駁す  
諸碑を蒐集し双鉤せしと同時以て二枚十伍の異をせしと思は  
るすのかり双鉤が出来てつてそれを同大に寫し換ふる苦心察する  
能りありに控むらる如斯く後世何百年を欺瞞せしむる  
大事業があらざるに原碑に物記し我輩如く或は爲すものに  
二百年後に発見されしに及びし事には事には事には何程  
巧妙にせられても爲他を以てしものは到底成立たぬと云ふは天  
地の大原則と見えし。

大正七年二月書道及画道三ノ二ノ所載より三好久  
義ヲ借り受ケ大正十一年一月七日寫シ

共古

修多賀城碑は爲他なり

平子 鐸 山嶺著

通説の批評蓋々たる多賀城碑については嘗て  
田中修一の論ありて明にその爲他なるを理由を  
たりし今も右に本証を以て其東なる論を喚び起  
すに堪ふは至とて其里程の錯誤について辨難せら  
れしと覺ゆかの論説にて既にこの碑の爲他なるは著  
明なりと論じて其之は公つて二三に於てその眞實なるを  
論めしやと云ふ  
昔人のこの碑を磨物なりと論定するも其眞實が何の時大に在  
りしか人の手に出でしかと云ふが如く伊東末の葉河に在  
らむと論ずるものに非ず或は他を論ずる伊東末の葉河に在  
る佐久河洞巖の此の所なるもといふ或は實永以前



この研既に有ならずと云ふが如きは畢竟両子なる此  
歌然たるは他者の評議は要り可し  
今之を論評すに當り二部分に別ちて陳述せむとす  
先は碑の文章の批評  
次は碑の文字の批評

研の文章と續日本紀の記載

碑文の批評と其の文中に鑿せし大野東人の官職と藤  
原朝橘の官職との續紀の記載におけるもの異同を論  
議し「續紀」とこの研との輕重を明にし其旨を採  
用すべしと云ふはむとすなりと云ふが如きは其の  
研文に於ては  
藤原朝橘元身茂次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上

勳四等大野朝臣東人之所置也

多賀冊を依るとは續紀には見えざれども其元身四月丙申  
の條に

以左部卿從五位上藤原朝臣宇合為持勢大將軍宇内  
大輔從五位上高橋朝臣安麻呂為副將軍判官八人  
主典八人為左近衛也發印傳錄第百三十一卷  
元身一善端於陸奥鎮守

同二年正月丁未の條に

天皇臨朝詔叙征夷將軍已下一千二百九十二人勳位各  
有差授正四位上藤原朝臣宇合從三位勳二等從五位上  
大野朝臣東人從四位下勳四等從五位上高橋朝臣安麻  
呂正五位下勳五等

とて前後の次第を考ふるれば、蓋し東人が當時陸奥守  
の任にありしに、神龜元年中平蝦夷に討つ多かりし  
ころは、その從五位下より一階して從四位下に叙せられしを以て  
も明らかり、乍ら研文に神龜元年の東人を直に從四  
位上勳等と記すは、甚だ誤りなり。續紀神龜元年二月  
壬子に

從從五位下大野朝臣東人從五位上  
とあるは、神龜二年三月壬子に從五位上にして勳等も併しを從  
四位上に叙せられたるは、寧ろ天平三年春正月丙子のことを  
も、また蓋しその證は、冬從從三位なり。昔人の官階に  
たる研文に、後任官たる朝臣が前々任官たる東人の官  
職たるを誤り記すは、道理を考ふるに、發見す能はず

古事遺記に、板橋が疑朝臣語記と語ありとて、是は鉤欄を  
研を信じての、昔事の解釈なれども、その職に在れば、公文記  
録は、子に「まゝなり」として、蓋し世に傳ふる公文に、若  
東なる語記の程を無き如く、輕重はあがかるるなり  
とて、朝臣の官職について、説く可し。また、研文の「少を  
天平元年歲次壬寅冬、東山節度使、原從四位上仁部省  
卿兼按察使、鎮守將軍藤原惠美朝臣獨修造也」  
天平實字二年十二月一日  
此の記述の句に「續紀」を以て、後すべし、事教傳ふる、東海東山  
節度使として、書くは、當時の官位の條、法として、  
かなはずと思はれ、必ず、道節度使とありし、殊に續紀には、東海道  
ぬきとせば、  
正三位藤原朝臣二房前為東海東山二道節度使 天平四年

とて知らる二道等度使として道を略したる體別あり  
朝陽は奉天二道等度使たりしをとして決して然らず東海  
道等度使なりて東山は預らず元來このとて置かれたる等  
度使は東海南海西海の三道の外に在り續紀の記載明瞭なり  
左に引記す

宣宗五年十月丁酉以從四位下り為東海等國使  
道等度使其政管遠江駿河伊豆甲斐相模安房上總  
下總常陸少弐武安下建等三國中從三位而西王福  
為東海道使伊賀伊豫諸波伊豫土佐播磨尾張伯耆  
備前備後安藝等國等十二國等  
二年春二月丁未遣東海南海西海等道等度使料綿禎  
曾各二萬二百五十員於大宰府

よるにわが國は東海道等國を連たりしをを知らず東海  
道は宣中播磨の實なるを知らず極前古京邊  
文にこの條を解しては

紀曰為東海道等國度使不曰東山然紀載其政管國有下野  
下野別知東山道在其中也

この辨護は極前の言として其人甚々憚りたるのなり紀の所  
管の國に下野下野ありたるが爲り東海東山と記したるのこの辨  
文他此の辨護者の考へたるし今熟考記の記載を以てこのに  
東海道として記すは新撰五畿七道東海道十五管國の行政區劃  
を標準としてたるものに非ざるはその次第なる東海道等度  
使新管國に紀伊四國以外山陽道の大部分を含む事あり  
たるを以て一月騰然たるものなりその東海道より伊賀伊豫

志摩の張三の由簡國を攻めたるは行政區劃には拘はら  
ざりし心なきや按ずれば度使は臨機に設けらるるの  
職なり

壬子罷東海道の度使

とてしが如く或は或は罷かたの政管の國を治むる事  
當時もありたり可く刺蒔が東海道を治むる事とて管  
は遣はし始りし而しては是れは是れなりとて管を治  
むるは是れなりとて東山と云ぬる事とて是れは是れ  
なりとては是れなりとて

研究に仁部が卿とて其書に採りし始特殊の  
別とも見ゆし本末なきは強身を按察使とては強國  
の三つを略し是れ記すも可なりとて道使の道は是れ

したる建研夫は何の意にて要なるは是れに書くべし理由なる  
省字を想して仁部が卿とてしたる不可解なる事共なる  
然る事とては是れなりとて

續紀を以てするも仁部補任等にも刺蒔は實なる四年  
鎮伏の功勞によりて授けんとて特に正五位下より從四位下は叙  
せられたるも是れも同八年に押勝と共に謀に及するも  
任當は進まず糖前は或は其の脱漏といはるるれども是れ  
是れは疑を容るるの餘地なきを續紀に

室望四年正月宣擢刺蒔特授從四位下

五年冬十月以從四位下より是れを刺蒔為仁部卿一任より出の按察  
使如故

五年十二月丁酉以從四位下より是れを刺蒔為東海道度使

二年十二月己卯以從四位下藤原朝臣藤原麻呂為  
左大臣好日朝攝政為左大臣  
三年七月丁未大坂仁智の從四位下藤原朝  
藤原藤原

二年九月壬子押野傳(其男正四位上眞光從四位下朝臣藤原  
朝攝政並為左大臣)

とのいかに史に訶漏ありと云ふげもや  
終極には朝攝の大坂任官と建坪の年月の先後を記す

宣宗三年十二月己卯以從四位下藤原朝臣朝攝為左  
議上下同時任大坂任官と研文に

つむ子三年十二月  
而して朝攝は自ら文中に大坂と名乗れり當時朝攝は陸  
奥にありか京師に止まりか何れかは知らぬものありし(まは

の善すまに果され友らざるは朝の今日にては朝臣  
出来ぬことなりと朝三笑の外なし一月以前に城の修  
造完成したるものなりばもとより大坂にて城を修りたるにあらず  
一日こころあけて修て大坂と記すも異なるものなりかくては東の  
ところを何れに大坂攝三信大坂好日朝臣と記さざりしや  
の不審もいづれ来るなり

宣宗七年七月乙卯 從五位上藤原朝臣田麻呂為  
陸奥出羽按察使

と記にあれば朝攝はその頃を鎮守の職と云ふは  
そのまじし大坂に任せられたる日周章建坪主人の理は  
つむ子の認めらるるなり (未定稿)

天水桶に  
所名を改  
す  
敏能の跡  
木

右ハ平子鐸之敏父ノ東洋藝術研究中ニ入ル目次ニ  
マニ出ルハセザリシモノアリコレハ清之目次見本ヨリ取  
得シコト是覽写スモテヤリ大正十一年一月初週 共五  
ツクメタ天水桶ノ所名セ書キ木れを改  
寛政七年ノ所名セ書キ初  
武蔵敏能ノ所名常ノ學徒ニシテカノコト  
ニあり木多博ノホソバタフとシテ樹を改メ  
初ヤニシヤモシシヤ也との又ノ周圍ニ又ニシテ改メ木  
多

共古日録四十四

目四十八



Handwritten address in cursive script, likely indicating the recipient's location.



Vertical purple text on the left side of the envelope, possibly a return address or sender information.

Large, bold handwritten characters in cursive script, likely the recipient's name or a specific address.



Red printed text at the bottom left corner, including '市西區戶南通四丁' and '廣文俗'.